

平板瓦施工マニュアル

- A ナイス・ザ・ノア（緩勾配用防災タイプ）
いぶし
- B ナイス・ザ・サミット（ノーマルタイプ）
いぶし・窯変
- C ナイス・ザ・フラット
いぶし

目次

P-01	1 安全上のご注意	2 安全作業のために
P-02	3 安全作業	4 施工後の保守・管理
P-03	副資材一覧表	
P-04	役瓦の種類と使用箇所	
P-05	下葺工事	
P-06	A ナイス・ザ・ノア(緩勾配用防災タイプ)	1 製品仕様 2 屋根瓦割寸法表
P-07	A ナイス・ザ・ノア(緩勾配用防災タイプ)	3 平部の納まり
P-08	B ナイス・ザ・サミット(ノーマルタイプ)	1 製品仕様 2 屋根瓦割寸法表
P-09	B ナイス・ザ・サミット(ノーマルタイプ)	3 平部の納まり
P-10	C ナイス・ザ・フラット	1 製品仕様 2 屋根瓦割寸法表
P-11	C ナイス・ザ・フラット	3 平部の納まり
P-12	オプション 「一体袖」 施工マニュアル	
P-15	オプション 「シンプル袖」 施工マニュアル	
P-16	その他 各部の納まり	1 軒部 2 袖部
P-17	その他 各部の納まり	3 棟部
P-18	その他 各部の納まり	3 棟部 ①② 隅棟部(差し棟仕様)
P-19	その他 各部の納まり	③ 陸棟部の差し棟の納め図 4 谷部
P-20	その他 各部の納まり	5 すがる破風部 6 流れ壁際 7 平行壁際
P-21	その他 各部の納まり	8 雪止金具の施工
P-22	施工可能全国地図	
P-24	施工可能全国地図	平部釘打ち基準 基準風速区分表
P-25	地域別基準風速一覧	

1. 安全上のご注意

*瓦屋根工事の前に、この「安全上のご注意」をよくお読みの上、正しく工事してください。

●表示内容を無視して誤った工事をしたときに生じる危害や損害の程度を、次の表示で区分し説明しています。

警告	*この表示の欄は「死亡または重症などを負う可能性が想定される」内容です。
注意	*この表示の欄は「傷害を負う可能性または物的損害のみが発生する可能性が想定される」内容です。

●工事終了後、チェックリストにしたがって各部の点検を行ない、異常のないことを確かめてください。

警告	
●屋根工事に際しては、屋根からの転落の危険があります。施工要領書通りに正しい作業を行ってください。 ●屋根工事に際しては、必ず転落防止のための防護ネットや足場を設置してください。 ●屋根面から器物が落下しないようにしてください。瓦の積み上げ、破材処理については、施工要領書通り正しい作業を行ってください。	*安全対策を怠ると、落下してケガをするおそれがあります。 *設置を怠ると、落下してケガをすることがあります。 *器物が落下すると、ケガ及び器物破損のおそれがあります。
注意	
●瓦は施工要領書通り必ず緊結してください。 ●瓦の取り扱いには、必ず手袋を着用してください。 ●結束された瓦の取り扱い時には結束バンドの強度を確認してください。	*緊結不良により、瓦のズレ、落下のおそれがあります。 *瓦のバリなどによりケガをするおそれがあります。 *結束バンドの接着不良、劣化等により結束バンドが切れることがあります。

2. 安全作業のために

1) 作業開始前の点検・確認

- ①屋根工事業者は、正しい服装で安全作業をしてください。
- ②保護帽はきちんとかぶり、あごひもは確実にしめ、安全帯（命綱）、作業靴（すべりにくいもの）を必ず着用してください。
- ③健康状態に注意して作業をしてください。
- ④グラインダー・サンダーでの切断時には防塵メガネ・防塵マスクを着用してください。

2. 作業における点検・確認

- ①屋根勾配・流れ長さ・地域等に適した設計基準になっているかを確認してください。
- ②屋根下地の施工が安全に行われているかを確認してください。
- ③整理・整頓に心掛けてください。
- ④転落防止の足場を確保してください。
- ⑤機械工具類の安全運転の確認をしてください。

3) 施工後についても養生・保守管理を徹底してください。

4) その他

- ①この施工要領書は、瓦屋根工事技士、瓦葺一級技能士、二級技能士、またはこれらと同等の施工能力を持った専門業者を対象としています。

3. 安全作業

安全管理（高所作業の安全）

- ①墜落防止のために高所作業には足場、瓦揚げ機、脚立等の設備を使って、適当な広さの手すりを設けた作業床を設けてください。
- ②墜落防止のため、防護ネットを設けてください。

現場での瓦の取扱方法

- ①現場へ瓦を置くときは、置き場所が水平かどうかを確認してください。
- ②瓦のパレット積み商品の重ね置きは禁止します。
- ③瓦のバラ置きの場合は、荷崩れしないようにしてください。
- ④瓦は建屋にもたせかけないでください。
- ⑤瓦を運ぶときは、結束バンドを持たないで瓦自体をお持ちください。
(結束バンドの接着不良、劣化等により、結束バンドが切れることがあります。)

瓦揚げ

- ①瓦揚げの場合、瓦揚げ機、クレーン等で行ってください。手渡し等は絶対にしないでください。
- ②クレーン使用の場合は、必ず有資格者が行ってください。屋根の上で水平となるような台を設置してから作業してください。
- ③瓦揚げ機の台車には、瓦が落下しないような積み方をしてください。
- ④瓦揚げ機の使用の際には、瓦揚げ機の仕様書に従ってください。
- ⑤作業現場の状況に適した機械のかけ方をしてください。
- ⑥地上で作業をする者は常に頭上に注意し、落下物に対する身の処置を考えておいてください。また、屋根上で作業する者は、台車を止める位置と合図を明確に指示し、上下の連絡を密にしてください。
- ⑦瓦揚げ機の台車には絶対に乗らないでください。

梱包の解き方

- ①屋根上での瓦は、1束以上は積み上げないでください。
- ②屋根上で結束バンドを解くときは、カッターで結束バンドを切断し、包装紙・結束バンドが飛散しないようにしてください。

4. 施工後の保守・管理

●葺き上げた瓦屋根を完全な状態でお施主様に満足していただくために、屋根施工後、施工事業者の方に次の点を十分にご注意いただくよう指示徹底をしてください。

- ①工事終了後は、必ずゴミやクズなどをきれいに掃除してください。
- ②足場を組む場合は、屋根面に必ず養生板を敷くようにしてください。
※屋根面を足場にして作業する場合は、必ず養生板を敷きこんでください。
- ③作業中、足場から屋根面へ跳び降りたり、物を落としたりすると、ヒビ割れ、破損を生じ、雨漏りなどクレームの原因となりますので注意してください。
※特にオーバーラップ部を踏まないように注意してください。
- ④壁面、その他モルタル塗り、リシン吹きつけなどの吹付作業に際しては、屋根面のシート養生を徹底するよう指示してください。
※瓦に付着したモルタル塗装の汚れは補修できませんので、ご注意ください。
- ⑤アンテナ、温水器等の設置止め付け時は、瓦の破損、ズレが生じやすくなりますので、ご注意ください。
- ⑥ハシゴをかける場合には、当木を使ってください。
※重量物を設置する場合、荷重が1点にかからないようにしてください。

副資材一覧表

A・B・C 平板タイプすべて共通

ステンレスクリュー釘 #13×65mm
ステンレスクリング釘 #12×55mm

パッキン付ステンレスねじ
65・75mm
110mm

軒先クリップ #12・50mm

シーラ 15×15mm
25×25mm

ルーフトープ (木ズリ)

2
20

漆喰

スーパーフック

棟金具

平板用 軒先メンド
(プラスチック)

袖水切

40
60

かべぎわ水切

150
90
10
15

軒メタル

59
20
45
6

流れ壁メタル

120
93
18
30

平行壁メタル

120
100
18
30

谷樋

20
15
150
15

軒先用 垂木

40
30

防腐処理材

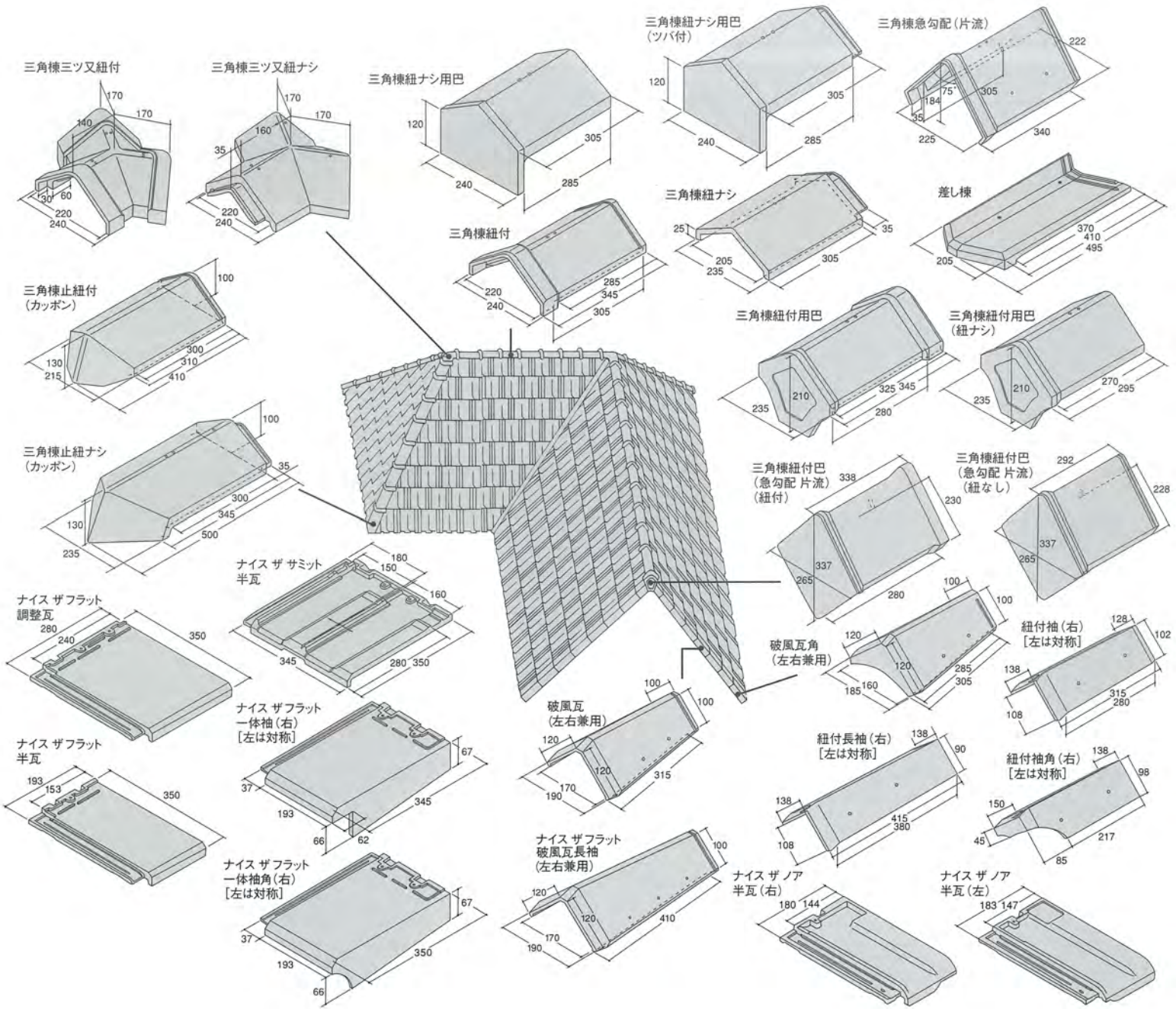
袖用・強力棟用 垂木

45
45

防腐処理材

雪止金具

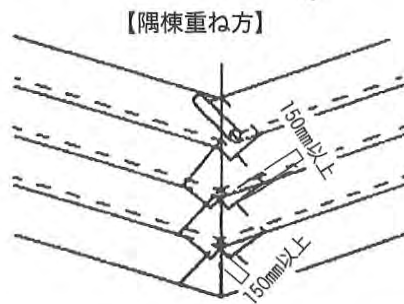
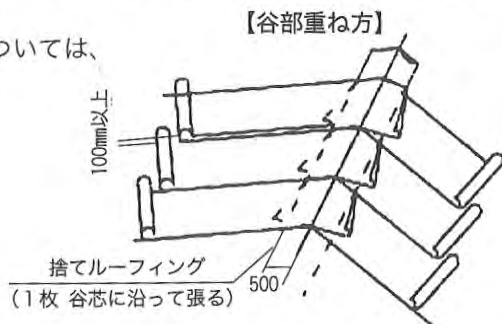
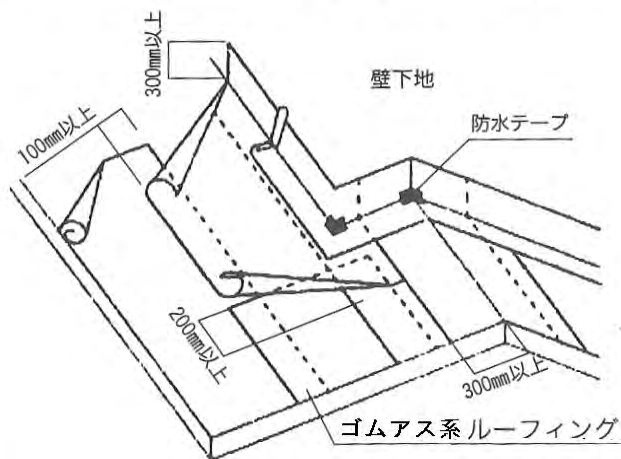
役瓦の種類と使用箇所 A・B・C 平板タイプすべて共通



下葺工事 A・B・C 平板タイプすべて共通

防水材

- * ゴムアス系ルーフィングを桁行き方向に横張りしてください。
- * 軒先は瓦座の先端まで、袖際はクラバ用垂木の立ち上がりまで張ってください。
- * 流れ方向100mm以上・桁行き200mm以上重ねてください。
- * 大棟部は、棟芯より両面300mm以上重ね、壁際は300mm以上立ち上げてください。
- * 谷部は捨てルーフィングを張り、左右500mm以上重ね、隅棟はルーフィングの水下側で150mm以上重ねます。
- * ピンホールが出来るおそれのある所、また破れた所は防水テープや瓦用接着剤によるコーキング処理等で補強してください。
- * 棟際部、谷部、壁取り合い部、多雪地域の対応等の詳細については、ルーフィングメーカー施工要領書に従ってください。



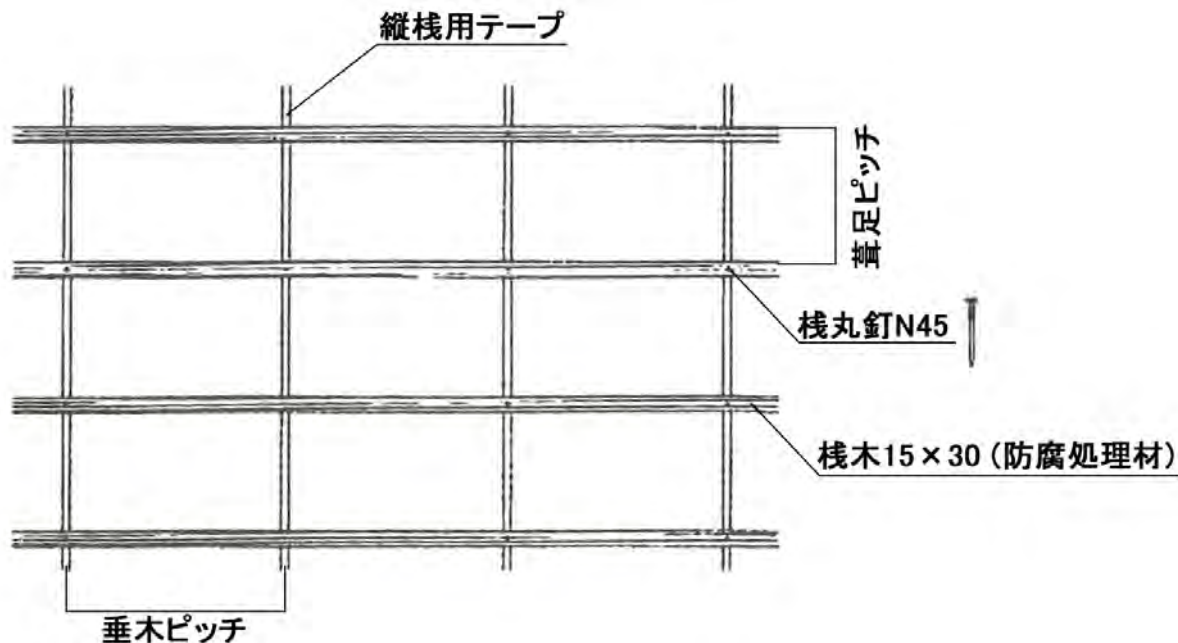
縦棧打ち・瓦棧木打ち

縦棧打ち

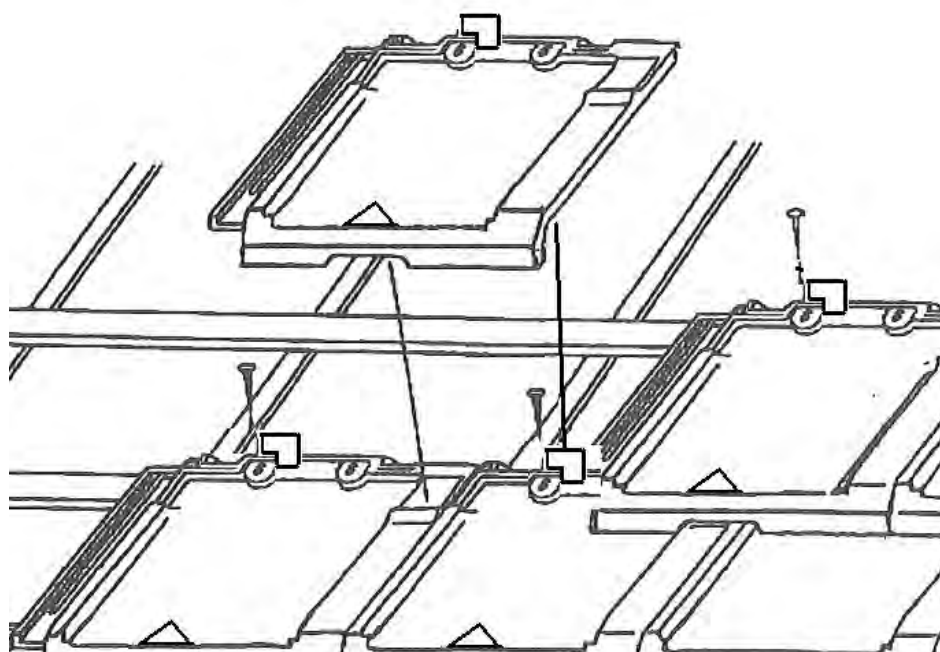
- * 縦棧は縦棧用テープを使用し、垂木ピッチにタッカー等で固定してください。

瓦棧木打ち

- * 棧木は寸法15×30mmのものを使用し、材質・形状的に良質のものを選んでください。
- * 棧木打ちは、葺き足ピッチに合わせ、垂木(縦棧)ごとに確実に釘打ちし、まっすぐ固定してください。



3. 平部の納まり



棧瓦は指定したステンレス釘・もしくはパッキン付ビスにて全数 固定して下さい。
 ノアの地瓦 上部にある突起物(防災のツメ)をオーバーラップ裏側にある凹部に差し込んで下さい。

約1cmスライドできます。建物の登りに合わせて調節してください。



登働き 280mmの場合



登働き 270mmの場合

標準屋根勾配	3.0/10	3.5/10	4.0/10	4.5/10	5.0/10	5.5/10	
その流れ長さ	切妻	8m	10m	12m	15m	17m	20m
	寄棟	6m	8m	10m	13m	15m	18m

緩勾配瓦ですが、上記の流れ長さとう配表を参照して下さい。
 上記の表よりも悪条件の場合はご相談下さい。

B ナイス・ザ・サミット(ノーマルタイプ) いぶし・窯変

1. 製品仕様

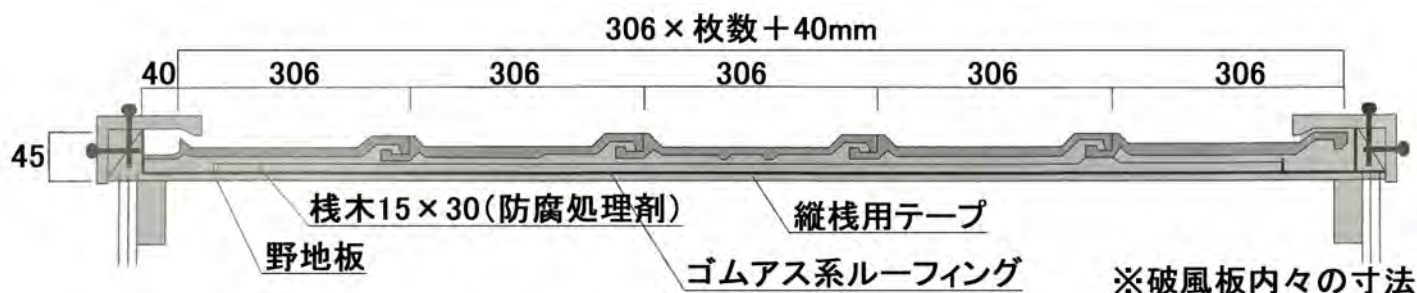
全長	350mm(±4mm)
全幅	345mm(±4mm)
働き長さ	280~282mm
働き幅	306mm(±4mm)
重量	3.8kg/枚 (456kg/m ²)
梱包枚数	324枚/パレット
葺き枚数	40/坪
使用可能勾配	4/10勾配以上



2. 屋根瓦割寸法表

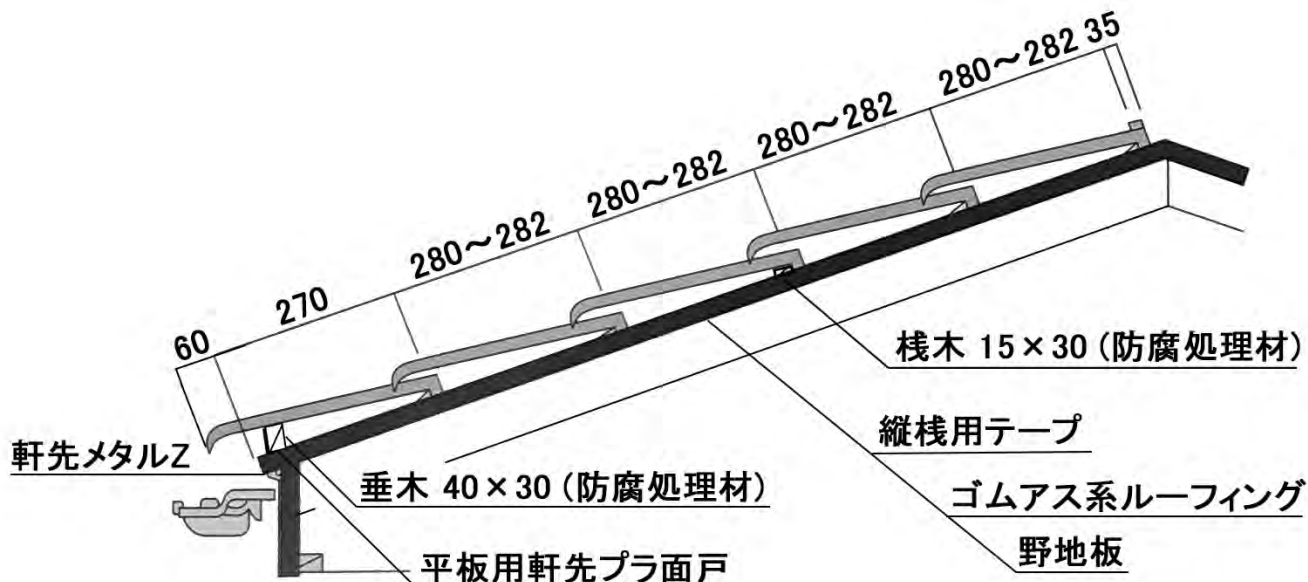
① 桁行方向の野地寸法

棧瓦の働き幅306mm(標準)の倍数+40mm(アンダーラップ)で決めて下さい



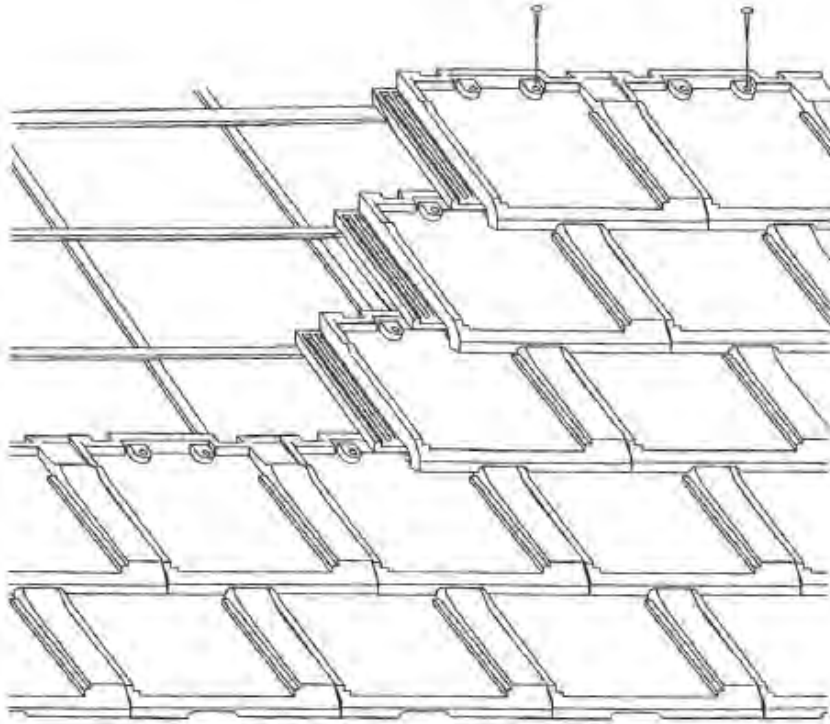
② 流れ方向の野地寸法(瓦の出60mmの場合)

270mm + 棧瓦の働き足280~282mmの倍数 + 35mmで決めて下さい



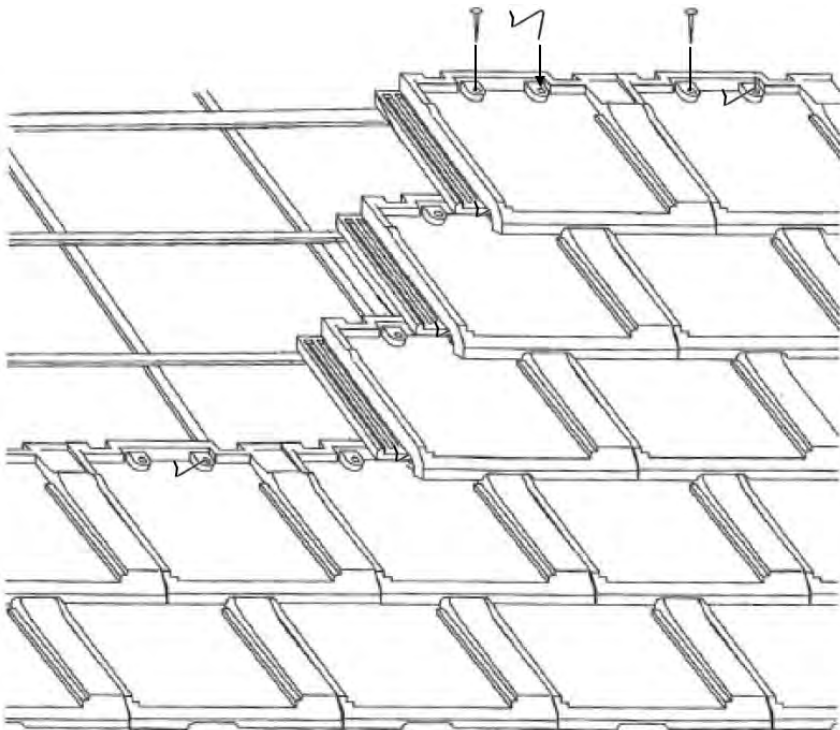
3. 平部の納まり

(1)全数釘打ち(もしくはビス止め)



棧瓦は指定したステンレス釘・もしくはパッキン付ビスにて全数固定して下さい。

(2)スーパーフック工法



棧瓦をスーパーフックにて固定(釘穴オーバーラップ側)し、通常方向に1段づつ施工。上段の瓦のアンダーラップをスーパーフックに引掛けて下さい。

標準屋根勾配		4.0/10	4.5/10	5.0/10	5.5/10	6.0/10
その流れ長さ	切妻	8m	10m	12m	15m	17m
	寄棟	6m	8m	10m	13m	15m

※屋根勾配が4.0/10未満の場合はご相談下さい。

C ナイス・ザ・フラット いぶし

1. 製品仕様

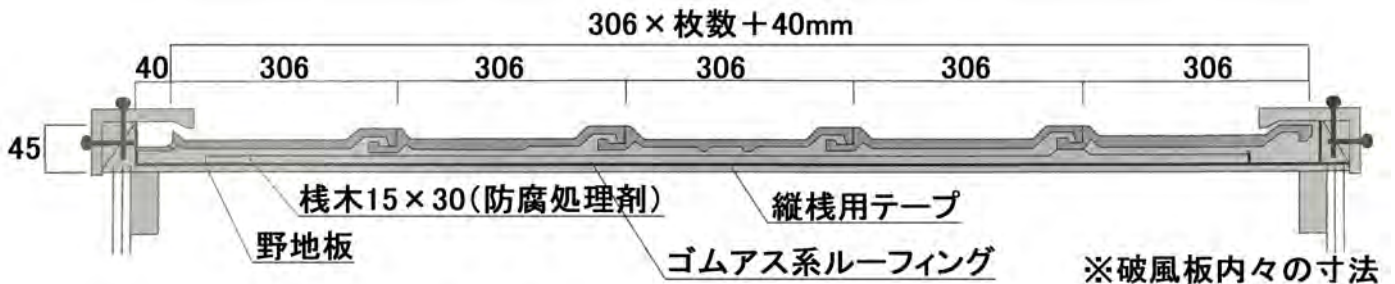
全長	350mm(±4mm)
全幅	345mm(±4mm)
働き長さ	273~280mm
働き幅	306mm(±4mm)
重量	3.8kg/枚 (456kg/m ²)
梱包枚数	324枚/パレット
葺き枚数	40/坪
使用可能勾配	4/10勾配以上



2. 屋根瓦割寸法表

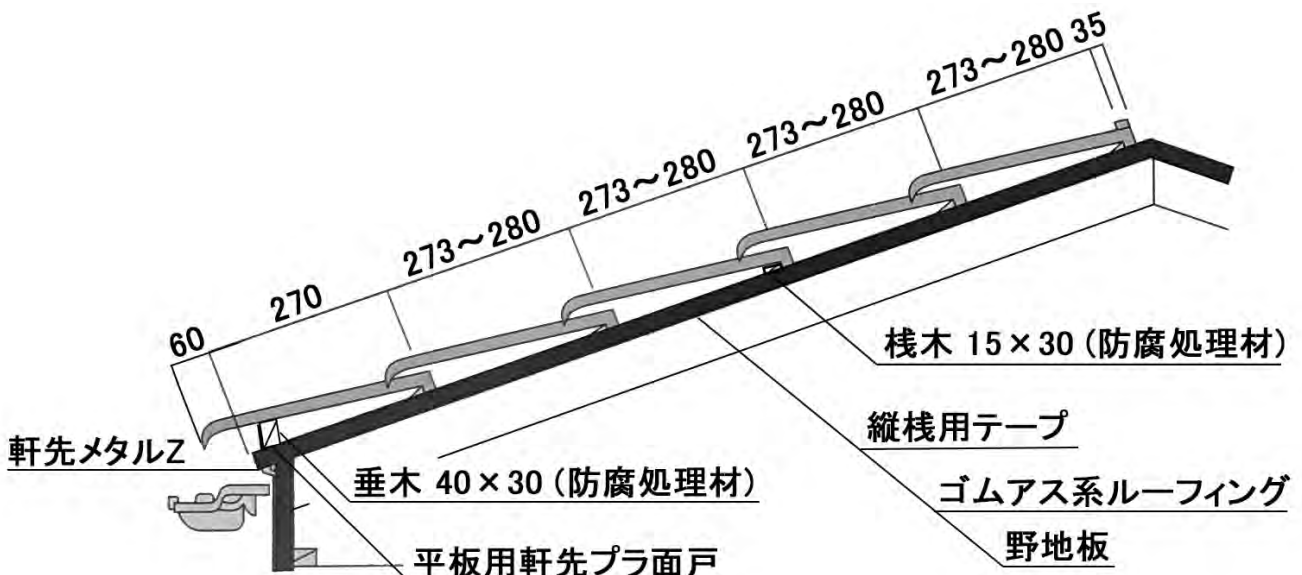
① 桁行方向の野地寸法

棧瓦の働き幅306mm(標準)の倍数+40mm(アンダーラップ)で決めて下さい



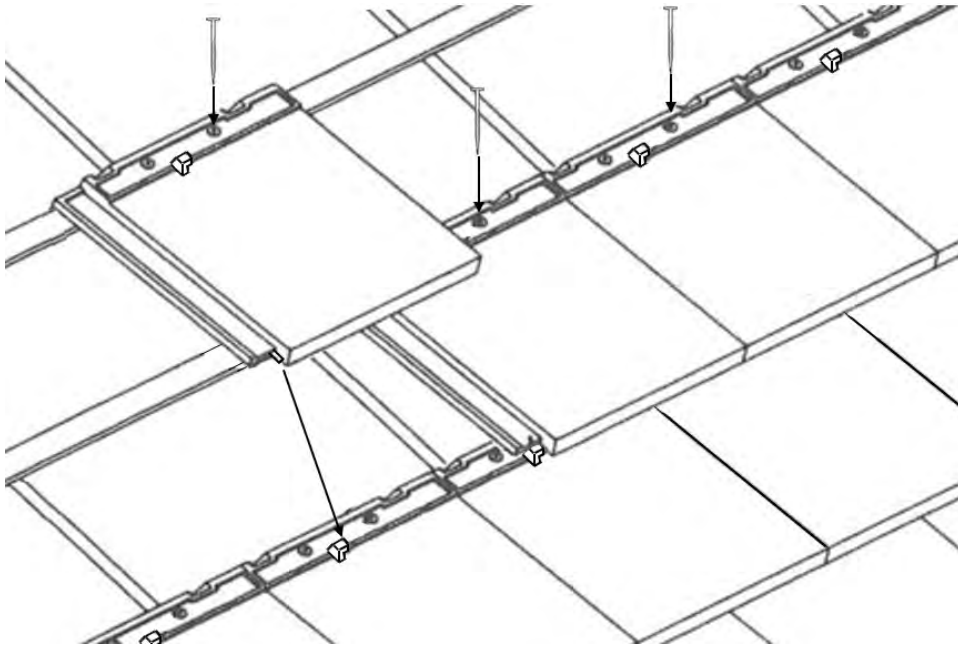
② 流れ方向の野地寸法(瓦の出60mmの場合)

270mm+棧瓦の働き足273~280mm(標準)の倍数+35mmで決めて下さい



3. 平部の納まり

(1) ナイス・ザ・フラット(防災タイプ)

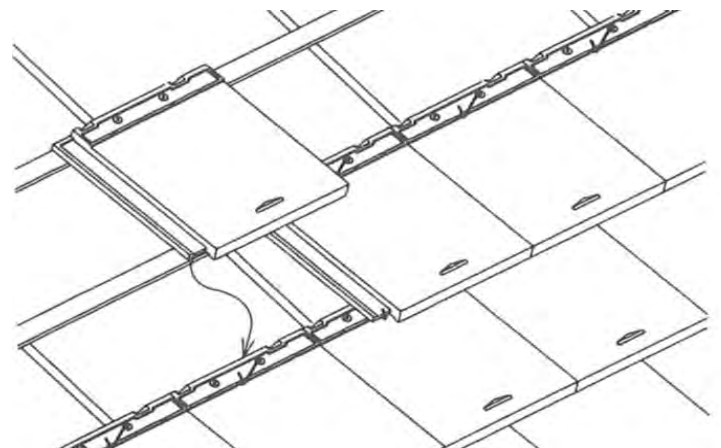
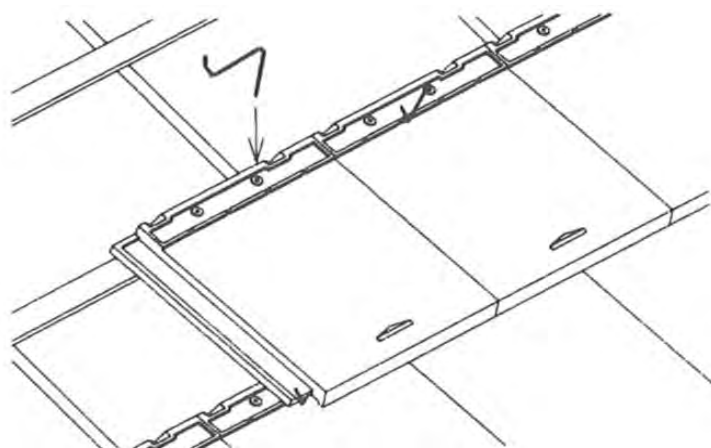


棧瓦は指定したステンレス釘・もしくはパッキン付ビスにて全数固定して下さい。上部にある突起物(防災のツメ)をアンダーラップ下側にある突起部に引っかけて下さい。

273～280mmまで
スライド可能

(2) ナイス・ザ・フラット(ノーマルタイプ)

棧瓦をスーパーフックにて固定(釘穴 オーバーラップ側)し、通常方向に1段づつ施工。上段の瓦のアンダーラップをスーパーフックに引掛ける。



標準屋根勾配		4.0/10	4.5/10	5.0/10	5.5/10	6.0/10
その流れ長さ	切妻	8m	10m	12m	15m	17m
	寄棟	6m	8m	10m	13m	15m

※屋根勾配が4.0/10未満の場合はご相談下さい。

オプション

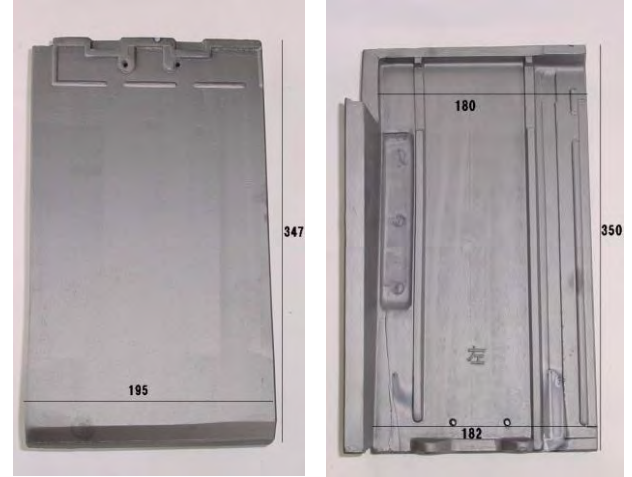
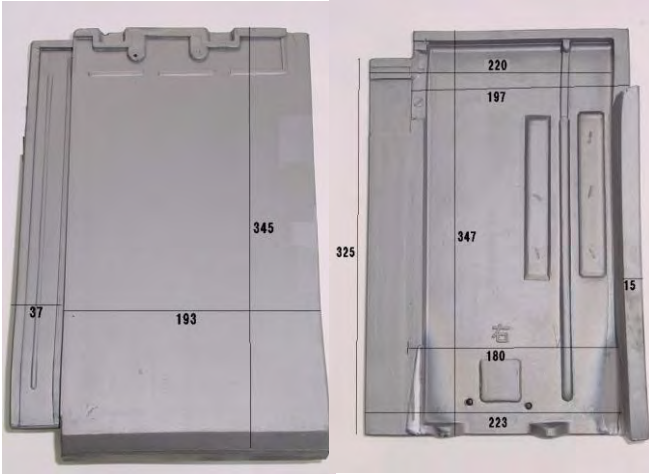
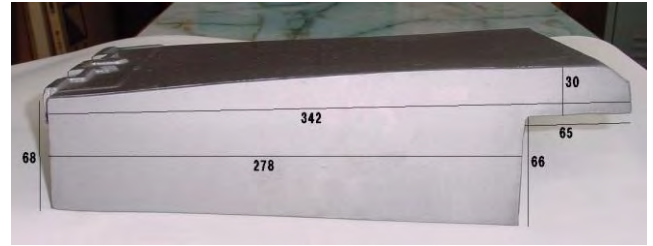
「フラット一体袖」 施工マニュアル

1. 役瓦品目

フラット一体袖 右



フラット一体袖 左



フラット調整瓦

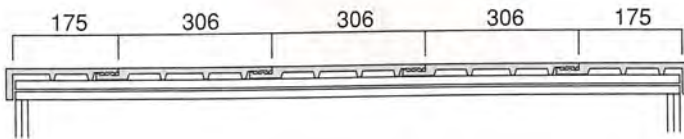


フラット半瓦

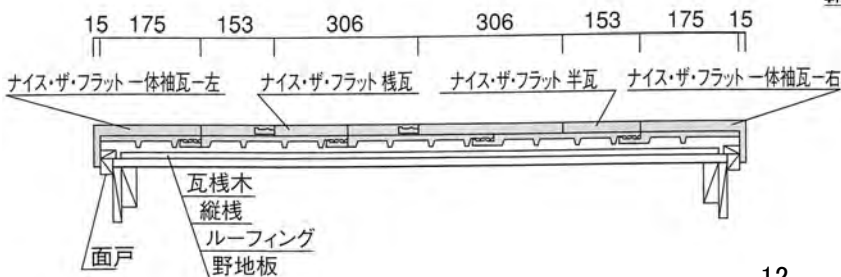
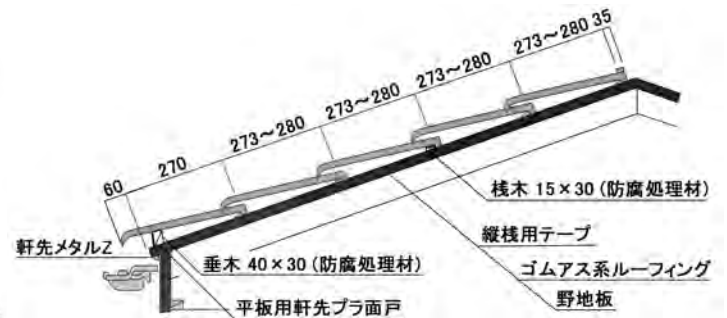


② 割寸法表

〈桁行方向の野地寸法〉

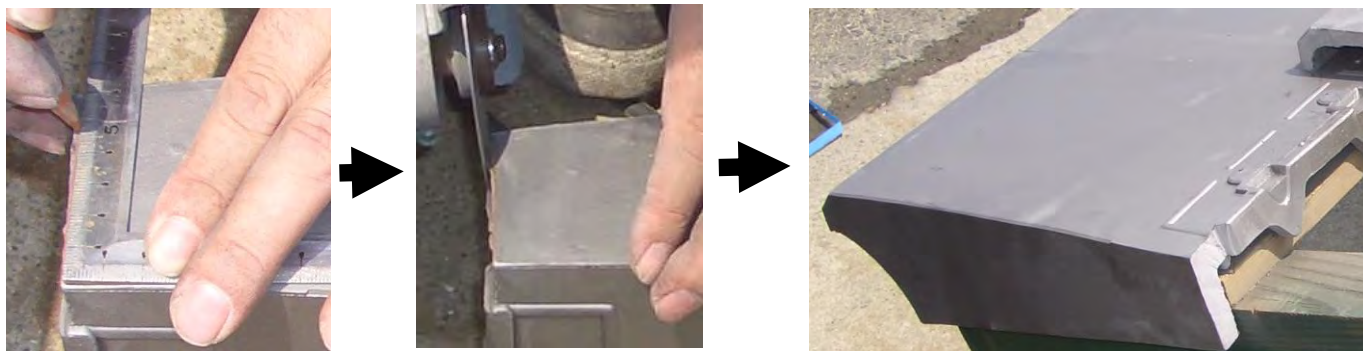


〈登りの割寸法〉

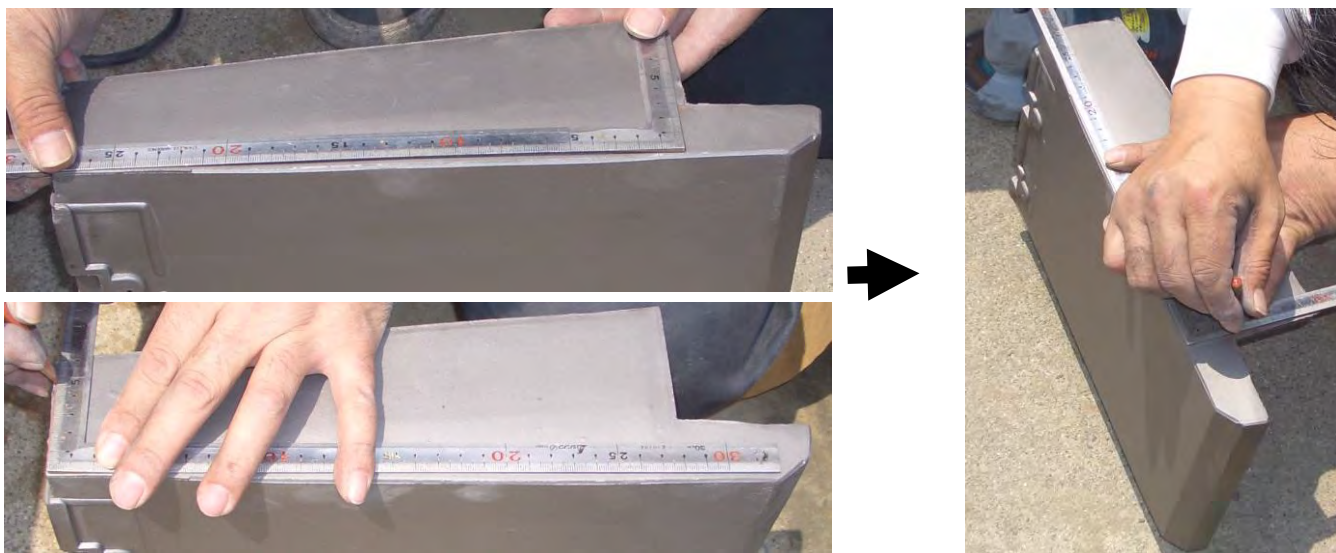


③ 施工手順

1 右袖部(葺始め)の施工手順



一体袖の葺始め角(直角)を軒部の登りの働きと同じ寸法と勾配に合う角度に袖垂れ尻部をカットして取り付ける。



和瓦の切袖と同じように登りの寸法を決定する(275mmがベスト)



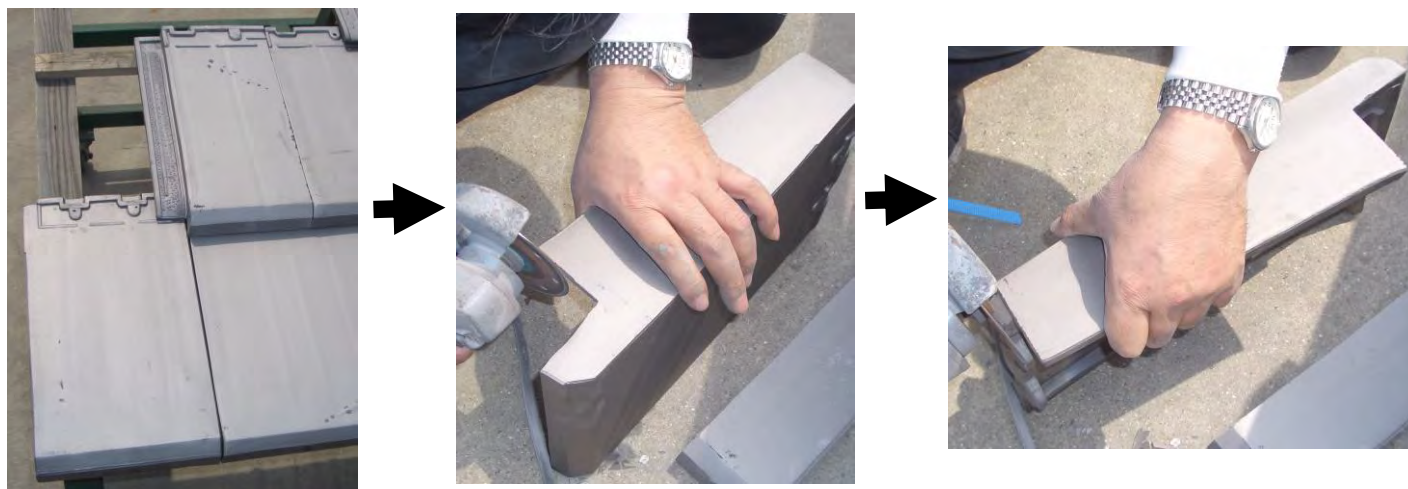
袖垂れ尻部をカットし、手先の角度・厚みを合場して砥石で擦りあわす。その後 仮並べしてみる。



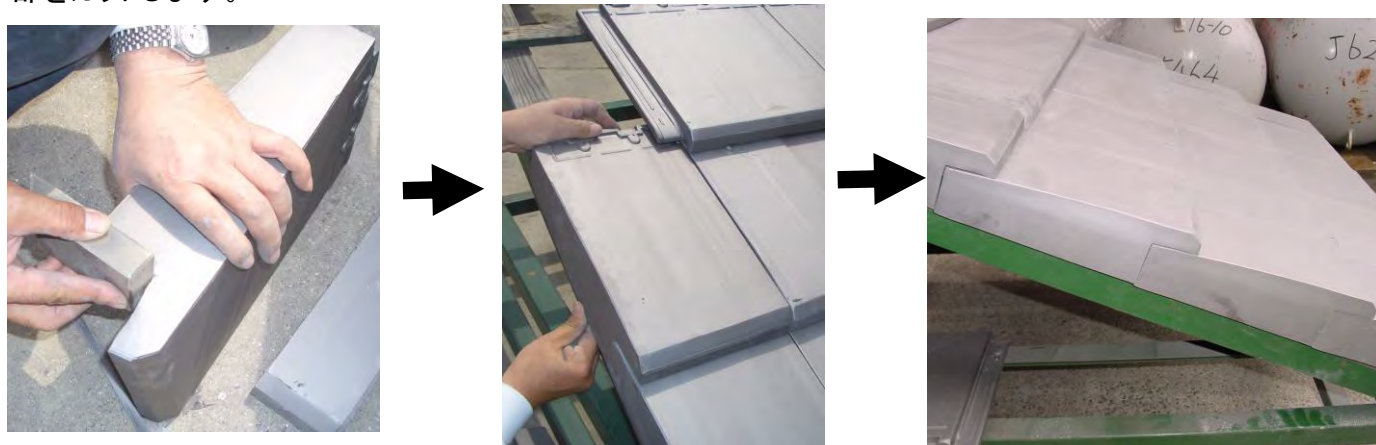
フラット半瓦(働き幅153mm)を右袖側の地瓦に千鳥葺きになるように1枚置きに葺き合せをし、合場した一体袖右とを並べ、釘・ビス等で留めていきます。

※フラットの半瓦は、フラット地瓦が千鳥葺き出来る様、左・右袖 それぞれに2枚に1枚必要です。

2 左袖部(葺終り)の施工手順



フラット半瓦(働き幅153mm)を左袖側の地瓦に千鳥葺きになるように1枚置きに葺き合せをし、左袖も袖垂れ尻部をカットします。

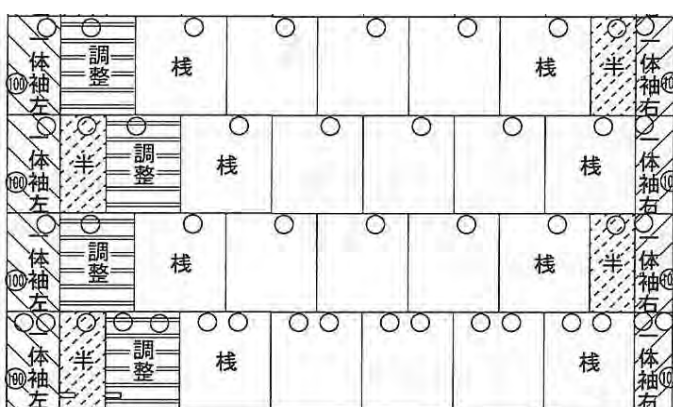


手先の角度・厚みを合場して砥石で擦りあわせ、仮並べをして、袖部の合端を確認します。



その後 釘・ビス等で留めていきます。完成。

割りが悪い場合は調整瓦を使用します。



葺終りに調整瓦を上記のように入れて下さい。



フラットの調整瓦は裏のリブを削って下さい。

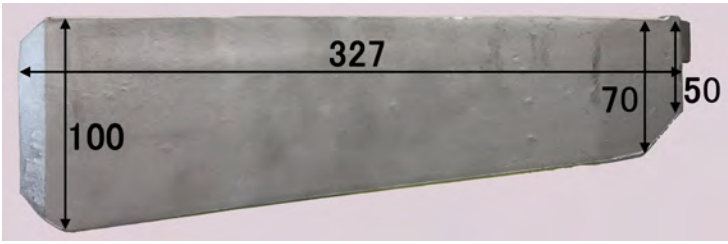


リブを削ってから横割りに合わせてカットして下さい。

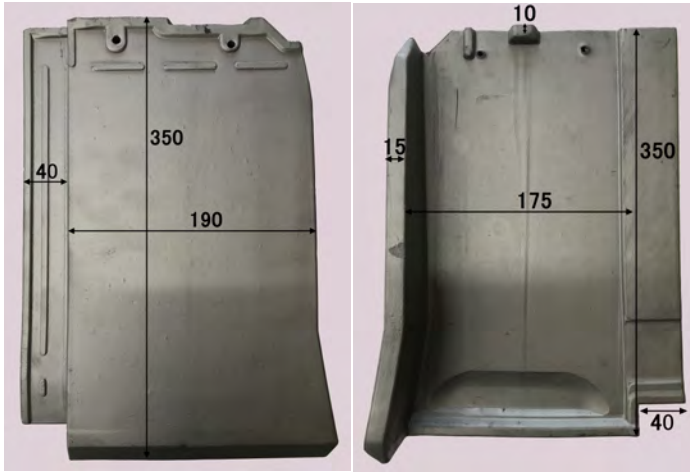
「フラットシンプル袖」 施工マニュアル

1. 役瓦品目

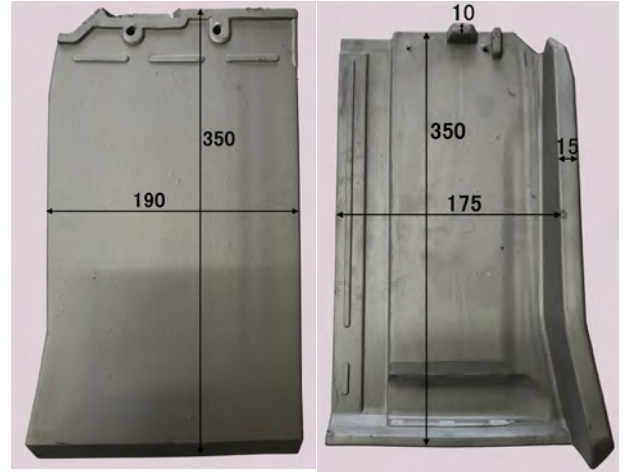
フラットシンプル袖 右



フラットシンプル袖 左



フラット調整瓦

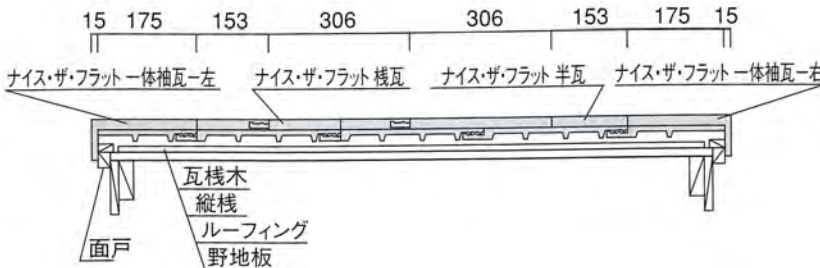
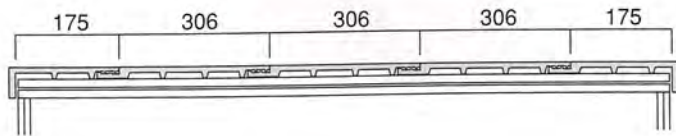


フラット半瓦

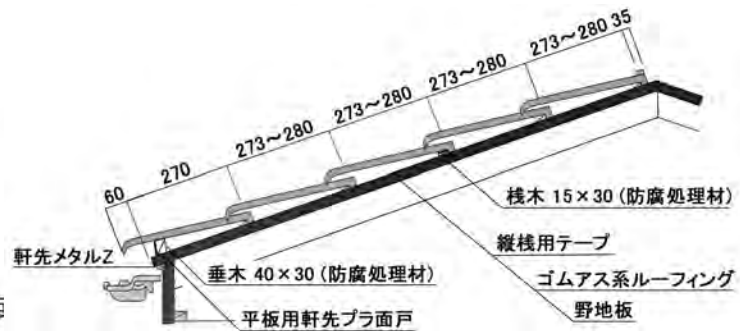


② 割寸法表

〈桁行方向の野地寸法〉



〈登りの割寸法〉



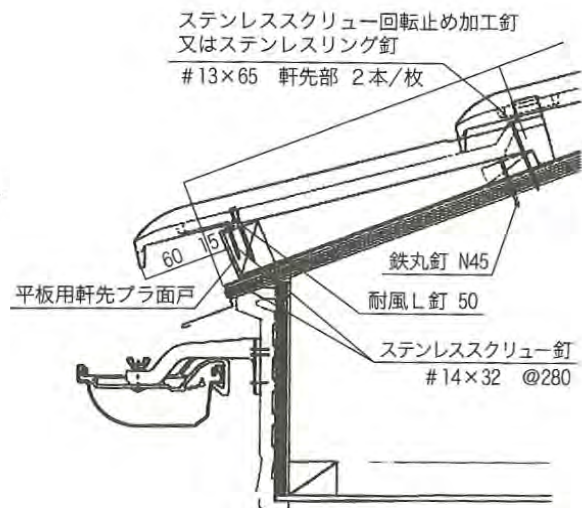
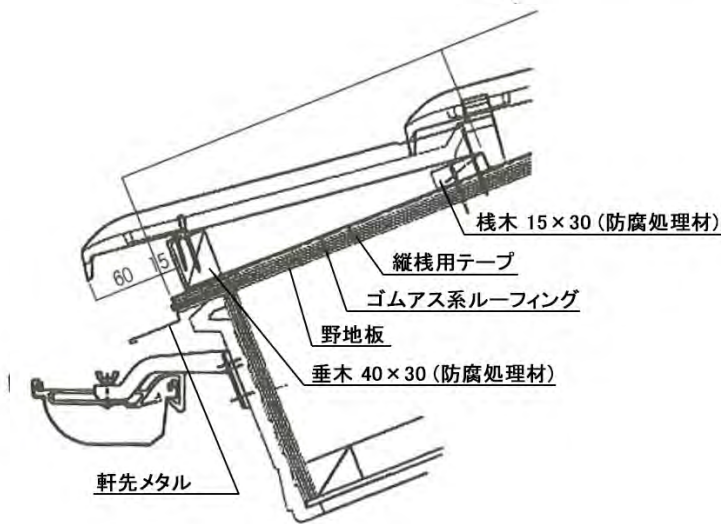
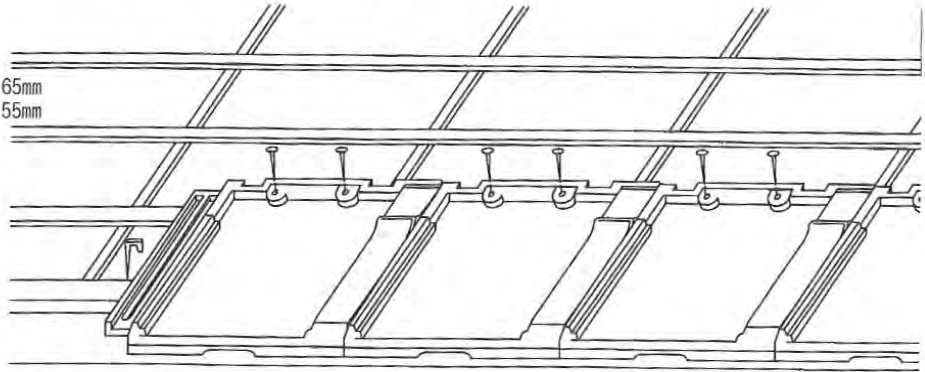
その他 各部の納まり A・B・C 平板タイプすべて共通

1. 軒部

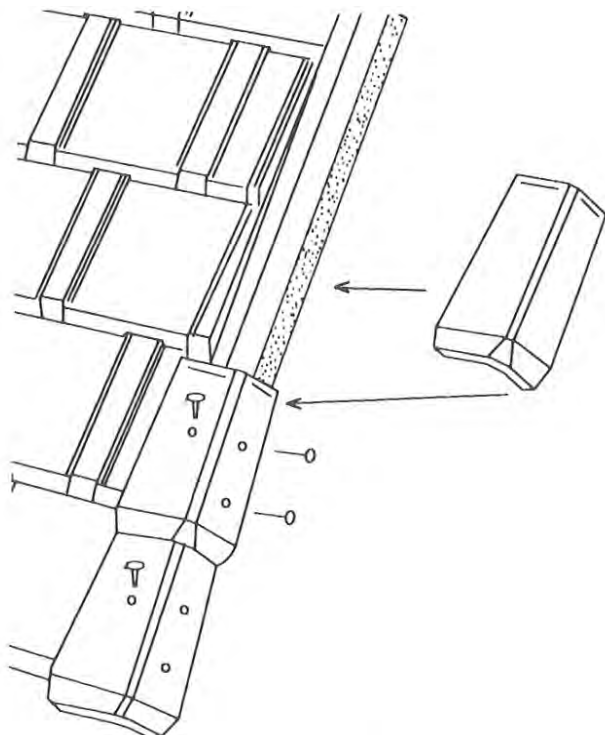
*軒先瓦すべてを軒先クリップにて固定してください。

*軒先1段目すべてを指定されたステンレス釘にて、全数2ヶ所固定してください。

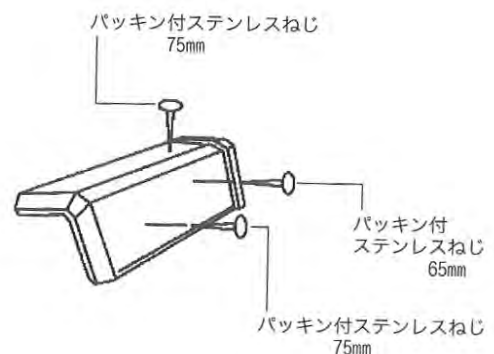
使用釘
 ステンレスクリュー釘 #13×65mm
 ステンレスリング釘 #12×55mm

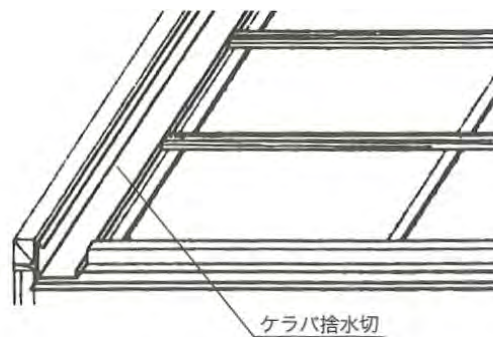
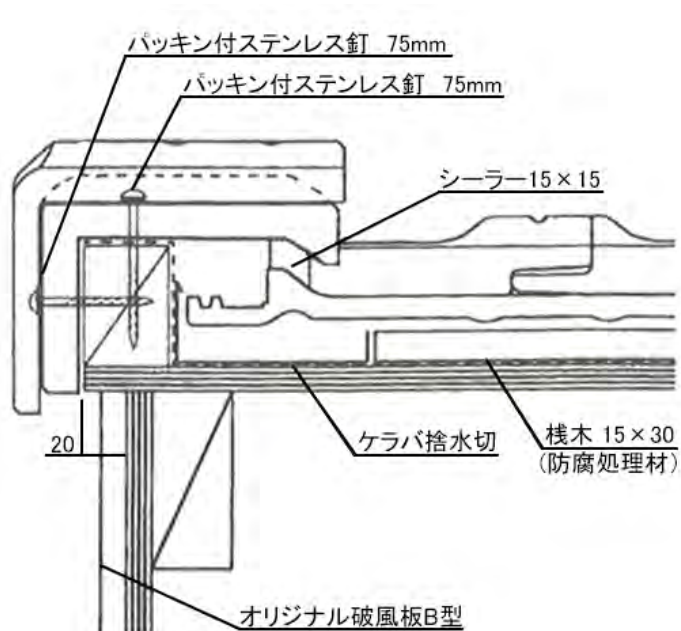


2. 袖部

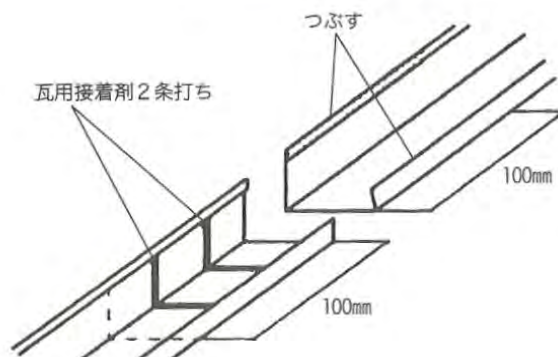


*袖瓦は側面よりパッキン付ネジで2箇所、上部より1箇所を固定してください。





【 ジョイント部 】



※袖際には必ず袖水切りを使用し、ジョイント部は100mm以上重ね、瓦用接着剤でコーキング処理（2条）をしてください。

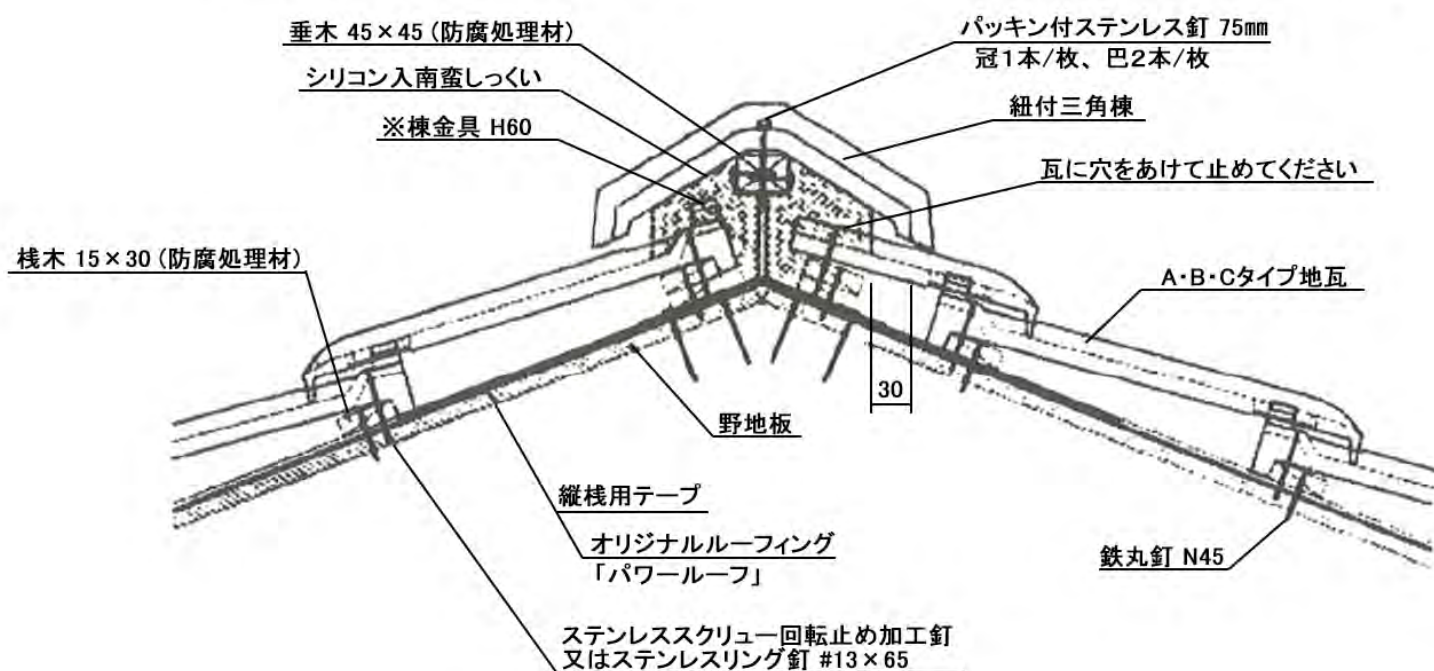
※ケラバ用垂木の立ち上がりまで、オリジナルルーフィングを貼ってください。

※ケラバにあたる棧瓦にシーラー15×15を棧瓦1枚ごとに瓦尻まで貼ってください。

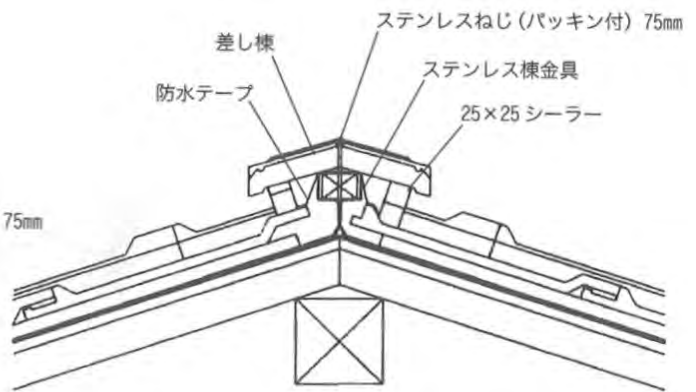
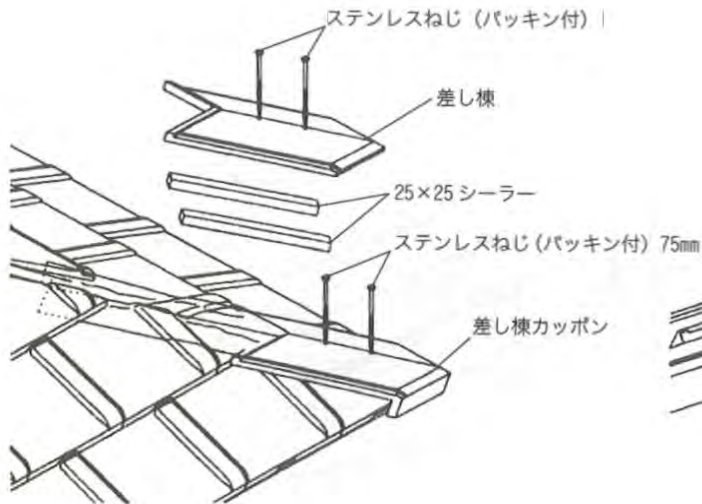
3. 棟部（陸棟・隅棟共通）

【 瓦が一枚瓦で納まる場合 】

【 瓦が半端瓦で納まる場合 】



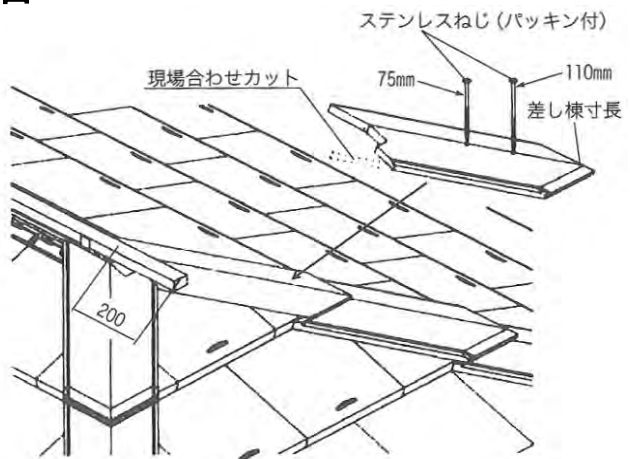
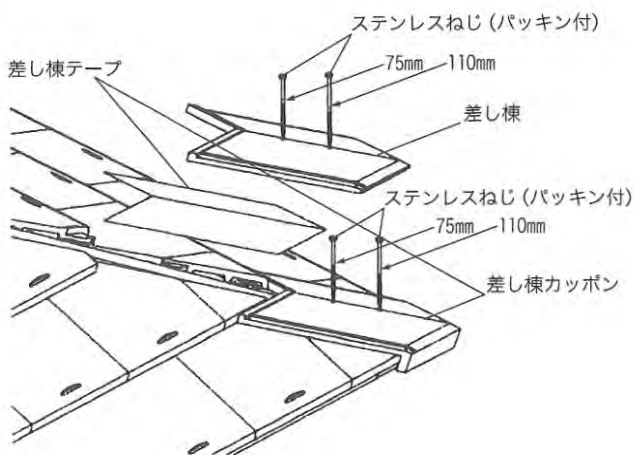
① 隅棟部(差し棟仕様) A・Bタイプの場合



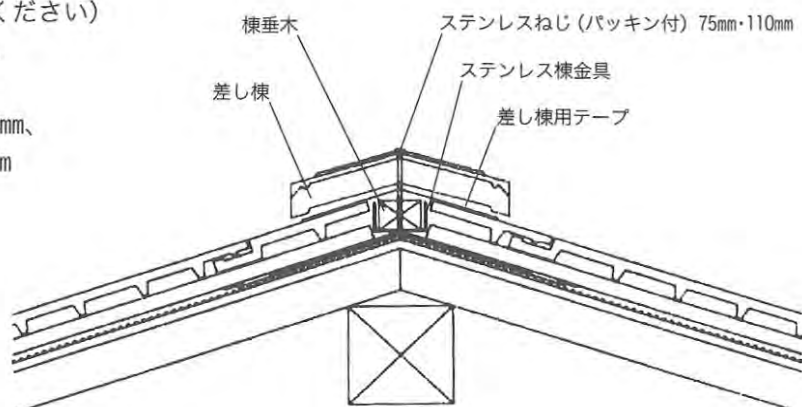
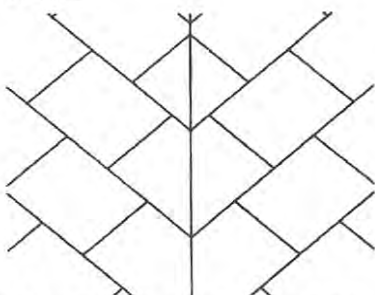
棧瓦が凸凹形状の場合

- 差し棟の幅より25mm内側より防水テープ150mmを両側から施工する。
- 防水テープは500mm程度にカットし、軒先側より1段ずつ貼る。(上段の棧瓦を上げ、瓦尻まで貼ってください。)
- 防水テープの端にシーラー25×25を差し棟からはみ出さないように貼る。
- 差し棟カッポン、差し棟はステンレスねじ (パッキン付) 75mmにて2ヶ所固定。

② 隅棟部(差し棟仕様) Cタイプの場合

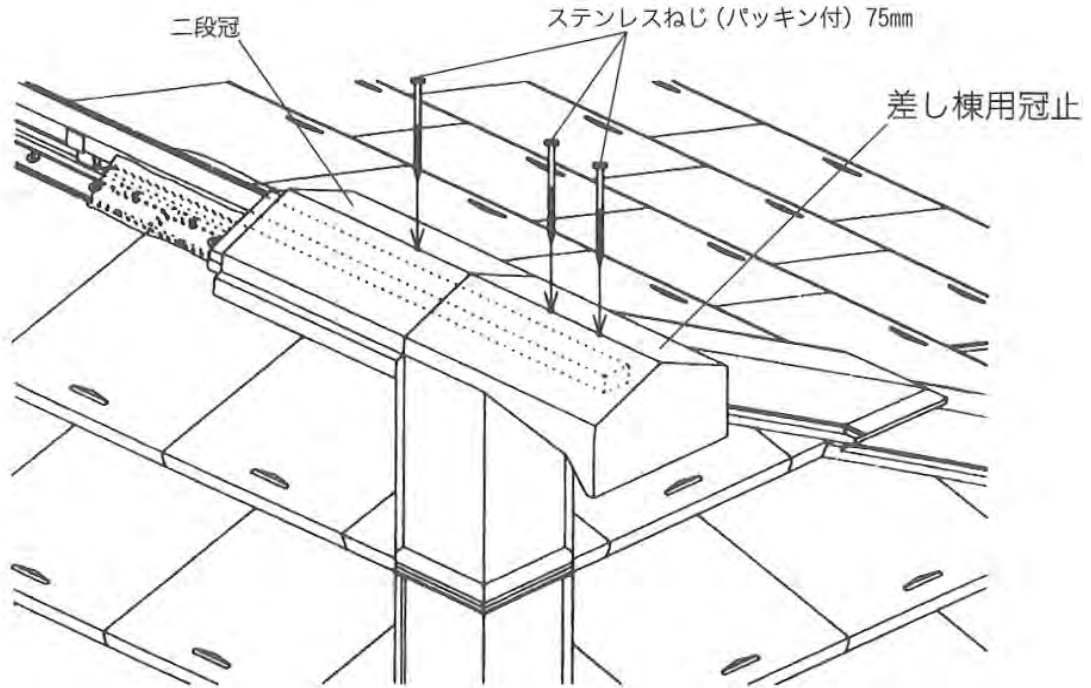


- 差し棟用テープを軒先側より1段ずつ貼る。
(上段の棧瓦を上げ、瓦尻まで貼ってください)
- 差し棟カッポン、差し棟を取り付ける。
- 差し棟カッポン、差し棟は
前穴ステンレスねじ (パッキン付) 110mm、
後穴ステンレスねじ (パッキン付) 75mm
にて固定。



(注) 差し棟を使用する場合は葺足を揃えてください。

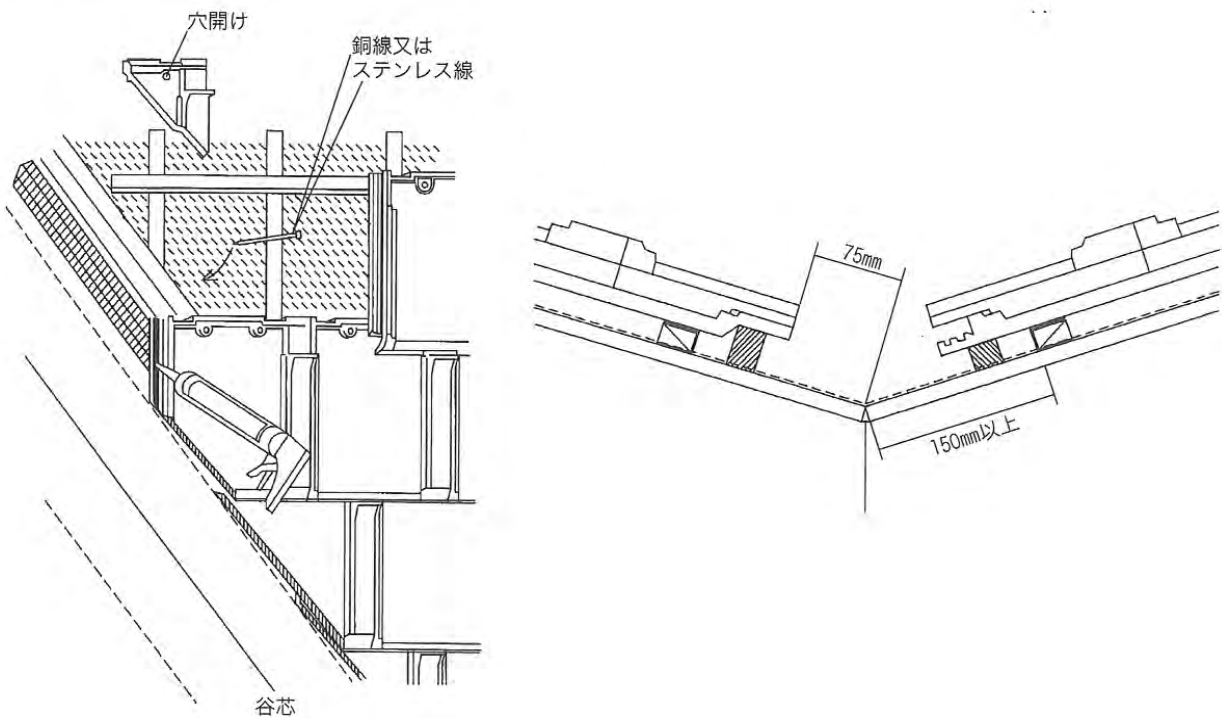
③ 陸棟部の差し棟の納め図 A・B・C 平板タイプすべて共通



- 葺土を施工し、差し棟用冠止、二段冠を取り付ける。
- 差し棟用冠止はRWステンレスねじ（パッキン付）75mmにて2ヶ所固定。
- 二段冠はRWステンレスねじ（パッキン付）75mmにて固定。

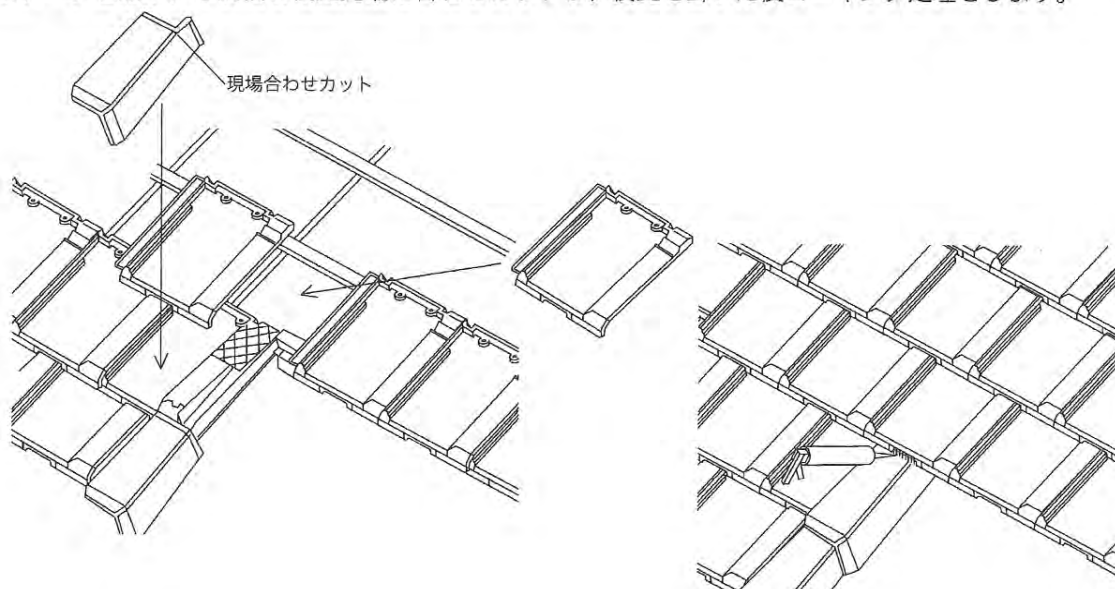
4. 谷部

- * 釘打ち出来ないカットした小さな瓦は、銅線またはステンレス線で緊結し、コーキングで接着してください。
- * 谷部の棧瓦は、谷芯より75mmでカットしてください。

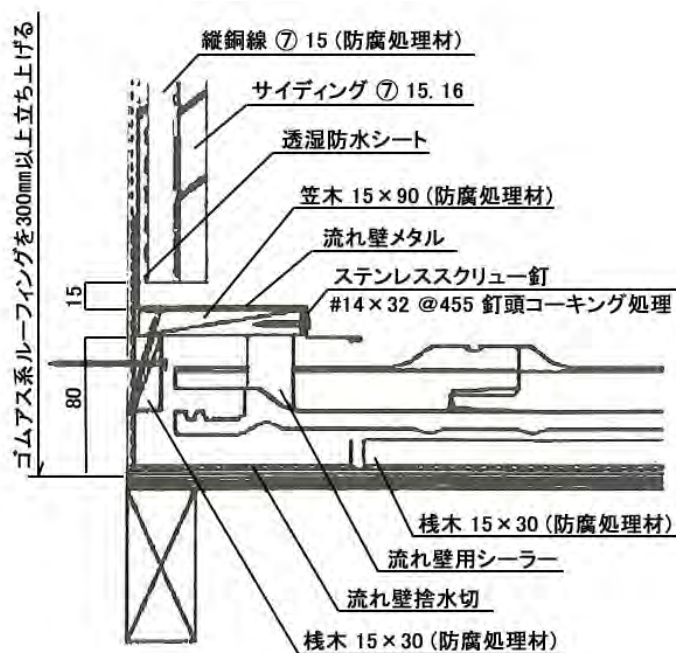
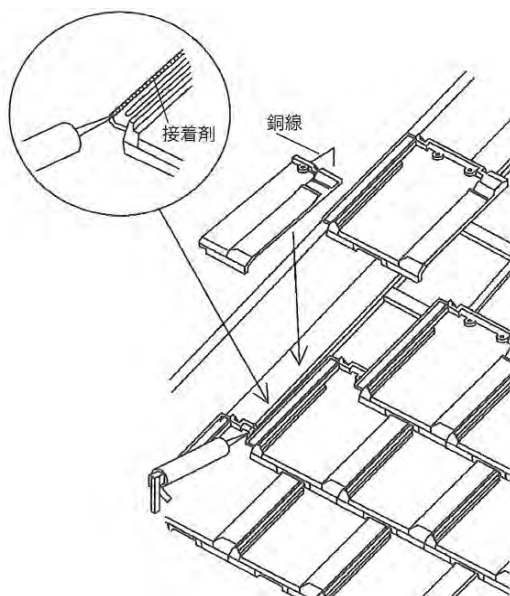


5. すぎる破風部

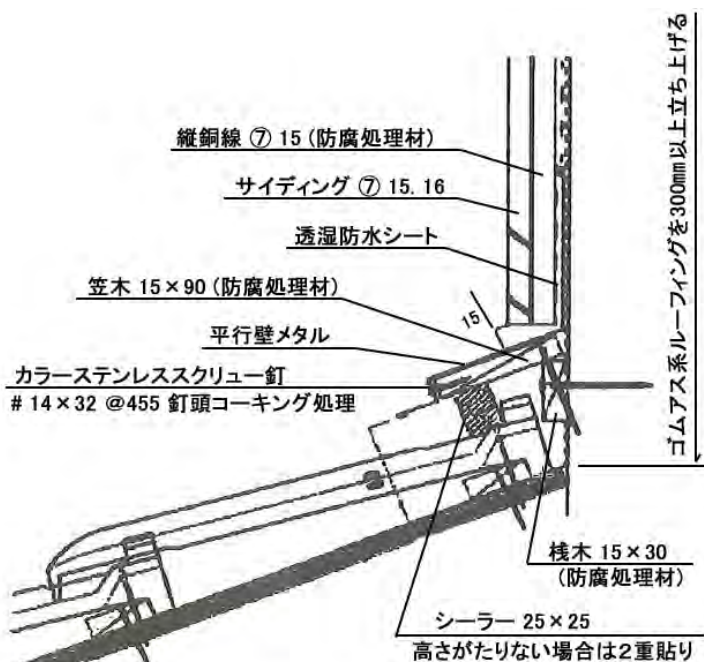
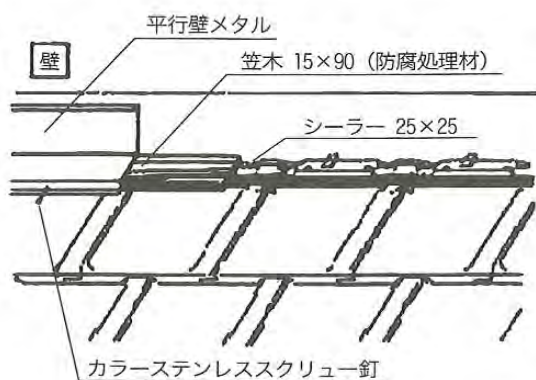
*防水テープを貼り、寸長袖を椽瓦先端に合わせカットし、椽瓦を葺いた後コーキング処理をします。



6. 流れ壁際



7. 平行壁際



8. 雪止金具の施工

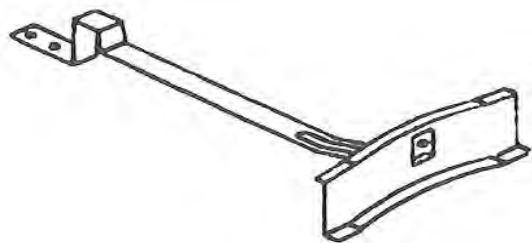
A・B・C 平板タイプすべて共通

※雪止の1段目は通常軒桁上に取り付けます。

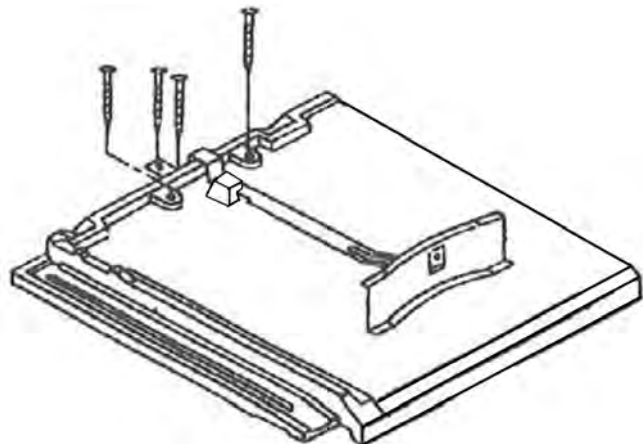
※雪止金具の取り付けは、ステンレスクリュー釘#13×65mmを2本止めします。

※雪止金具は、積雪量・屋根勾配ごとに雪止取付枚数が異なります。

※地域ごとに雪質等も異なる為、地域にあった施工をしてください。

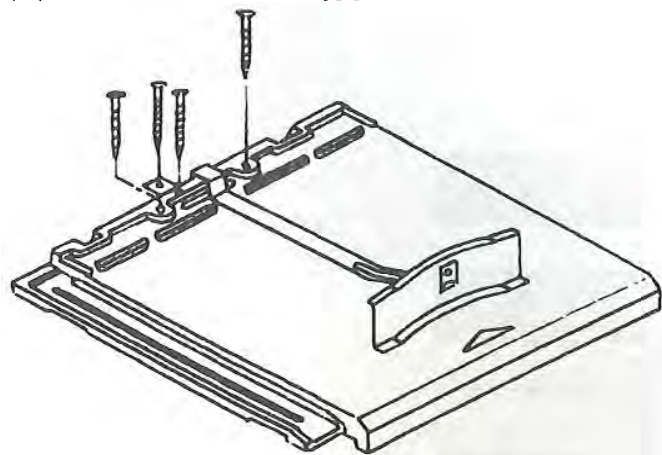


(1)防災タイプの場合



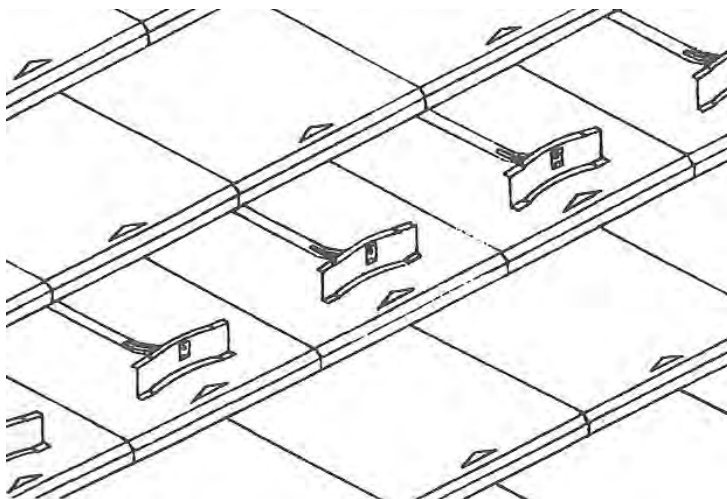
棧瓦上部にある防災フック部をずらして金具を取り付けます。

(2)ノーマルタイプの場合



棧瓦の中心に金具を取り付けます。

施工図



勾配	4.0/10		5.0/10		6.0/10	
	積雪量 (m)	屋根水平長さ (m)	積雪量 (m)	屋根水平長さ (m)	積雪量 (m)	屋根水平長さ (m)
30	8.62	33	8.62	26	5.60	23
40	6.46	24	6.46	20	4.20	17
50	5.17	19	5.17	16	3.36	13
60	4.31	16	4.31	13	2.80	11
70	3.69	14	3.69	11	2.40	9
80	3.23	12	3.23	10	2.10	8
90	2.87	11	2.87	8	1.87	7
100	2.58	9	2.58	8	1.68	6
110	2.35	9	2.35	7	1.53	6
120	2.15	8	2.15	6	1.40	5
130	1.99	7	1.99	6	1.29	5
140	1.85	7	1.85	5	1.20	4
150	1.72	6	1.72	5	1.12	4

雪止金具の取付目安は左記の表とします。

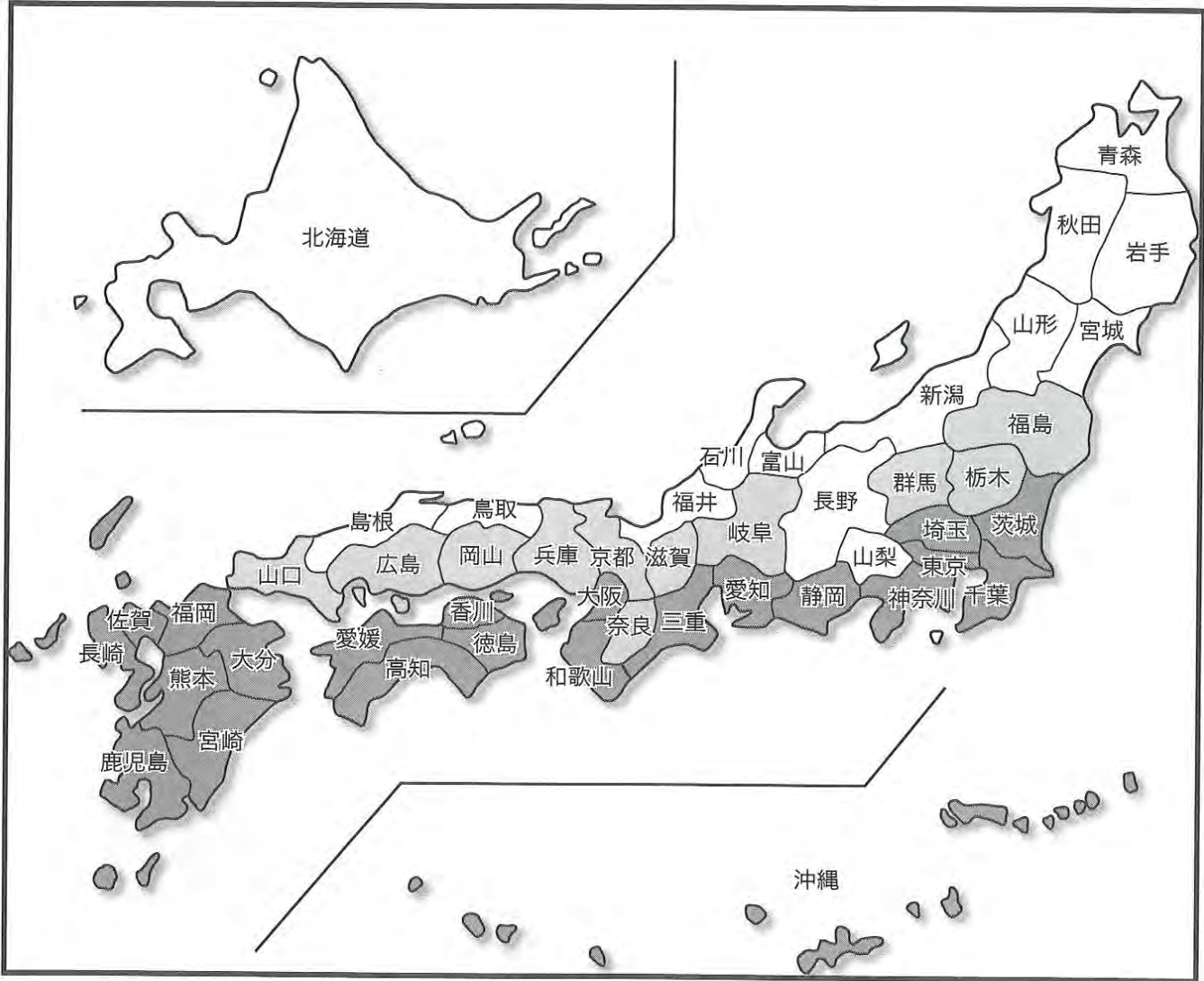
左記以外の勾配は、直接メーカー窓口へ相談お願いします。




注 意

淡路瓦は焼き物屋根材で材質が陶器に部類するため、若干吸水します。その為、寒冷地域で使用すると冬季に凍害を起こす可能性があります。

下記の地域以外で施工すると凍害保証出来かねますのでご注意ください。

施工可能 全国地図



-  県内全域施工可能
-  県内一部地域施工可能
-  県内全域施工不可

注 意

県内一部施工 可・不可でつきましたの詳細は直接メーカー窓口へお問合せ下さい。



県内施工可能地域
 県内施工不可地域



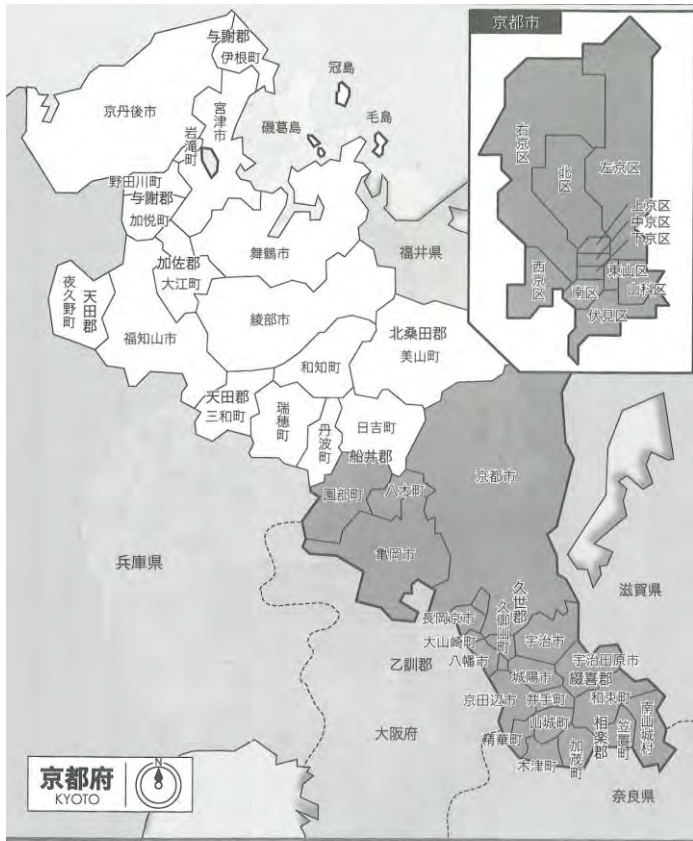
県内施工可能地域
 県内施工不可地域



県内施工可能地域
 県内施工不可地域

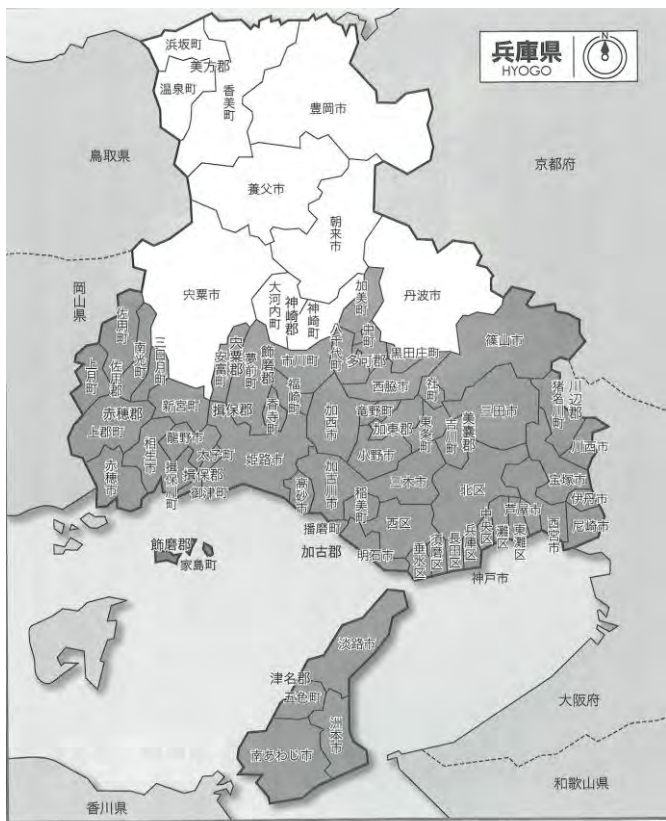


県内施工可能地域
 県内施工不可地域



- 県内施工可能地域
- 県内施工不可地域

- 県内施工不可地域
- 県内施工可能地域

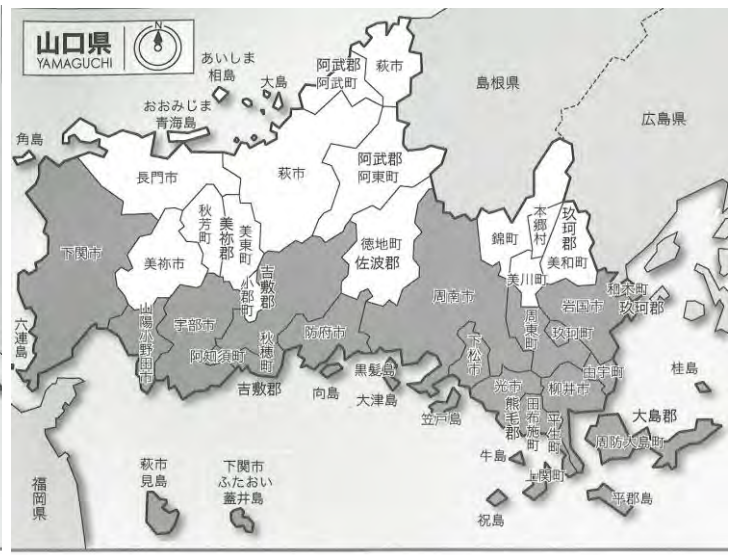


- 県内施工可能地域
- 県内施工不可地域

- 県内施工可能地域
- 県内施工不可地域



県内施工可能地域
 県内施工不可地域



県内施工可能地域
 県内施工不可地域

平部釘打ち基準 基準風速区分表

地表面粗度区分Ⅲにおける平部釘打ち基準

H(m)	V_0									
	$V_0=30$	$V_0=32$	$V_0=34$	$V_0=36$	$V_0=38$	$V_0=40$	$V_0=42$	$V_0=44$	$V_0=46$	
5										
6										
7										
8										
9										
10										

ステンレス回転防止付スクリュー釘 #12*55 全数打ち (オーバー側)
 上記にガットクリップ使用

■地域別基準風速一覧 建設省告示 第1454号第二 令第87条 第二項

区分	地域	Vo
(1)	(2) から (9) までに掲げる地方以外の地方	30
(2)	<p>北海道のうち 札幌市 小樽市 網走市 留萌市 稚内市 江別市 紋別市 名寄市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市石狩郡 厚田郡 浜益郡 空知郡のうち南幌町 夕張郡のうち由仁町及び長沼町 上川郡のうち風連町及び下川町 中川郡のうち美深町、音威子府村及び中川町 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡 網走郡のうち東藻琴村、女満別及び美幌町 斜里郡のうち清里町及び小清水町 常呂郡のうち端野町、佐呂間町及び常呂町紋別郡のうち上湧別町、湧別町、奥部町、 西興部村及び雄武町 勇払郡のうち追分町及び穂別町 沙流郡のうち平取町 新冠郡 静内郡三石郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 厚岸郡のうち厚岸町 川上郡</p> <p>岩手県のうち 久慈市 岩手郡のうち葛巻町 下閉伊郡のうち田野畑村及び普代村 九戸郡のうち野田村及び山形村 二戸郡</p> <p>秋田県のうち 秋田市 大館市 本荘市 鹿角市 鹿角郡 北秋田郡のうち鷹巣町、比内町、合川町及び上小阿仁村 南秋田郡のうち五城目町、 昭和町、八郎潟町、飯田川町、天王町及び井川町 由利郡のうち仁賀保町、金浦町、象潟町、岩城町及び西目町</p> <p>山形県のうち 鶴岡市 酒田市 西田川郡 飽海郡のうち遊佐町</p> <p>茨城県のうち 水戸市 下妻市 ひたちなか市 東茨城郡のうち内原町 西茨城郡のうち友部町及び岩間町 新治郡のうち八郷町 真壁郡のうち明野町及び真壁町 結城郡 猿島郡のうち五霞町、猿島町及び境町</p> <p>埼玉県のうち 川越市 大宮市 所沢市 狭山市 上尾市 与野市 入間市 桶川市 久喜市 富士見市 上福岡市 蓮田市 幸手市 北足立郡のうち伊奈町 入間郡のうち大井町及び二芳町 南埼玉郡 北葛飾郡のうち栗橋町、鷺宮町及び杉戸町</p> <p>東京都のうち 八王子市 立川市 昭島市 日野市 東村山市 福生市 東大和市 武蔵村山市 羽村市 あきる野市 西多摩郡のうち瑞穂町</p> <p>神奈川県のうち 足柄上郡のうち山北町 津久井郡のうち津久井町、相模湖町及び藤野町</p> <p>新潟県のうち 両津市 佐渡郡 岩船郡のうち山北町及び粟島浦村</p> <p>福井県のうち 敦賀市 小浜市 三方郡 速敦郡 大飯郡</p> <p>山梨県のうち 富士吉田市 南巨摩郡のうち南部町及び富沢町 南都留郡のうち秋山村、道志村、忍野村、山中湖村及び鳴沢村</p> <p>岐阜県のうち 多治見市 関市 美濃市 美濃加茂市 各務原市 可児市 揖斐郡のうち藤橋村及び坂内村 本巣郡のうち根尾村 山県郡 武儀郡のうち洞戸村及び武儀川町 加茂郡のうち坂祝町及び富加村</p> <p>静岡県のうち 静岡市 浜松市 清水市 富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市 富士郡 庵原郡 志太郡 榛原郡のうち御前崎町、相良町、榛原町、吉田町及び金谷町 小笠郡 磐田郡のうち浅羽町、福田町、竜洋町及び豊田町 浜名郡 引佐郡のうち細江町及び三ヶ日町</p> <p>愛知県のうち 豊橋市 瀬戸市 春日井市 豊川市 豊田市 小牧市 犬山市 尾張旭市 日進市 愛知郡 丹羽郡 額田郡のうち額田町 宝飯郡 西加茂郡のうち三好町</p> <p>滋賀県のうち 大津市 草津市 守山市 滋賀郡 栗太郡 伊香郡 高島郡</p> <p>京都府 大阪府のうち 高槻市 枚方市 八尾市 寝屋川市 大東市 柏原市 東大阪市 四条畷市 交野市 三島郡 南河内郡のうち太子町、 河南町及び千早赤坂村</p> <p>兵庫県のうち 姫路市 相生市 豊岡市 龍野市 赤穂市 六粟郡 城崎町 出石郡 美方郡 養父郡 朝来郡 氷上郡</p> <p>奈良県のうち 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 添上郡 山辺郡 生駒郡 磯城郡 宇陀郡のうち大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村 高市郡 北葛城郡</p> <p>鳥取県のうち 鳥取市 岩美郡 八頭郡のうち郡家町、船岡町、八東町及び若桜町</p> <p>島根県のうち 益田市 美濃郡のうち匹見町、鹿足郡のうち日原町 隠岐郡</p> <p>岡山県のうち 岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 和気郡のうち日生町 邑久郡 児島郡 都窪郡 浅口郡</p> <p>広島県のうち 広島市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 東広島市 安芸郡のうち府中町 佐伯郡のうち湯来町及び吉和村 山県郡のうち筒賀村 加茂郡のうち河内町 豊田郡のうち本郷町 御調郡のうち向島町 沼隈郡</p> <p>福岡県のうち 山田市 甘木市 八女市 豊前市 小郡市 嘉穂郡のうち桂川町、稲築町、碓井町及び嘉穂町 朝倉郡 浮羽郡 三井郡 八女郡 田川郡のうち添田町、川崎町、大任町及び赤村 京都郡のうち犀川町 築上郡</p> <p>熊本県のうち 山鹿市 菊池市 玉名郡のうち菊水町、三加和町及び南開町 鹿本郡 菊池郡 阿蘇郡のうち一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村、 蘇陽町、高森町、白水村、久木野村及び西原村</p> <p>大分県のうち 大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 西国東郡 東国東郡 速見郡 大分郡のうち野津原町、狭間町及び庄内町 北海道郡 南海部郡 大野郡 直入郡 下毛郡 宇佐郡</p> <p>宮崎県のうち 西臼杵郡のうち高千穂町及び日之影町 東臼杵郡のうち北川町</p>	32

区分	地 域	Vo
(3)	<p>北海道のうち 函館市 室蘭市 苫小牧市 根室市 登別市 伊達市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 斜里郡のうち斜里町 虻田郡 岩内郡のうち共和町 積丹郡 古平郡 余市郡 有珠郡 白老郡 勇払郡のうち早来町、厚間町及び鶴川町 沙流郡のうち門別町 厚岸郡のうち浜中町 野村郡 標津郡 目梨郡</p> <p>青森県 岩手県のうち 二戸市 九戸郡のうち軽米町、種市町、大野村及び九戸村</p> <p>秋田県のうち 能代市 男鹿市 北秋田郡のうち田代町 山本郡 南秋田郡のうち若美町及び大湯村</p> <p>茨城県のうち 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 水海道市 取手市 岩井市 牛久市 つくば市 東茨城郡のうち茨城町、小川町、美野里町及び大洗町 鹿島郡のうち旭村、鉾田町大洋村 行方郡のうち麻生町、北浦町及び玉造町 稲敷郡 新始郡のうち霞ヶ浦町、玉里村、 千代田町及び新治村 筑波郡 北相馬郡</p> <p>埼玉県のうち 川口市 浦和市 岩槻市 春日部郡 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 八潮市 三郷市 吉川市 北葛飾郡のうち松伏町及び庄屋町</p> <p>千葉県のうち 市川市 船橋市 松戸市 野田市 柏市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市 印西市 東葛飾郡のうち白井町</p> <p>東京都のうち 二十三区 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小金井市 小平市 国分寺市 国立市 田無市 保谷市 狛江市 清瀬市 東久留米市 多摩市 稲城市</p> <p>神奈川県のうち 横浜市 川崎市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 高座郡 中郡 足柄上郡のうち中井町、大井町、松田町及び開成町 足柄下部 愛甲郡 津久井郡のうち城山町</p> <p>岐阜県のうち 岐阜市 大垣市 羽島市 羽島郡 海津郡 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡のうち揖斐川町、谷汲村、大野町、池田町、 春日村及び久瀬村 本巣郡のうち北方町、本巣町、穂積郡、巣南町、真正町及び糸貫町</p> <p>静岡県のうち 沼津市 熱海市 三島市 富士市 御殿場市 裾野市 賀茂郡のうち松崎町、西伊豆町及び賀茂村 田方郡 駿東郡</p> <p>愛知県のうち 名古屋市長崎市 岡崎市 一宮市 半田市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲郡市 常滑市 江南市 尾西市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 高浜市 岩倉市 豊明市 西春日井郡 葉栗郡 中島郡 海部郡 知多郡 幡豆郡 額田郡のうち幸田町 渥美郡</p> <p>三重県 滋賀県のうち 彦根市 長浜市 近江八幡市 八日市市 野洲郡 蒲生郡 神崎郡 愛知郡 犬上郡 坂田郡 東浅井郡</p> <p>大阪府のうち 大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 貝塚市 守口市 茨木市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 松原市 和泉市 箕面市 羽曳野市 門真市 摂津市 高石市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 豊能郡 泉北郡 泉南郡 南河内郡のうち美原町</p> <p>兵庫県のうち 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 加古川市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 川辺郡 美囊郡 加東郡 加古郡 津名郡 三原郡</p> <p>奈良県のうち 五條市 吉野郡 宇陀郡のうち曾爾村及び御杖村</p> <p>和歌山県 島根県のうち 鹿足郡のうち津和野町、柿木村及び六日市町</p> <p>広島県のうち 呉市 因島市 大竹市 廿日市市 安芸郡のうち海田町、熊野町、坂町、江田島町、音戸町、倉橋町、下蒲刈町及び蒲刈町 佐伯郡のうち大野町、佐伯町、宮島町、能美町、沖美町及び大柿町 賀茂郡のうち黒瀬町 豊田郡のうち安芸津町、安浦町、川尻町、 豊浜町、豊町、大崎町、東野町、木江町及び瀬戸田町</p> <p>山口県 徳島県のうち 三好郡のうち三野町、三好町、池田町及び山城町</p> <p>香川県 愛媛県 高知県のうち 土佐郡のうち大川村及び本川村 吾川郡のうち池川町</p> <p>福岡県のうち 北九州市 福岡市 大牟田市 久留米市 直方市 飯塚市 田川市 柳川市 筑後市 大川市 行橋市 中間市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 前原市 古賀市 筑紫郡 糟屋市 宗像郡 遠賀郡 鞍手郡 嘉穂郡のうち筑穂町、 穂波町、庄内町及び瀬田町 糸島郡 三潞郡 山門郡 三池郡 田川郡のうち香春町、金田町、糸田町、赤池町及び方城町 京都郡のうち苅田町、勝山町及び豊津町</p> <p>佐賀県</p>	34

区分	地 域	Vo
(3)	<p>長崎県のうち 長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 平戸市 松浦市 西彼杵郡 東彼杵郡 北高来郡 北松浦郡 南松浦郡のうち若松町、上五島町、新魚目町、有川町及び奈良尾町 壱岐郡 下県郡 上県郡</p> <p>熊本県のうち 熊本市 八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 本渡市 牛深市 宇土郡 下益城郡 玉名郡のうち岱明町、横島町、天水町、玉東町及び長洲町 上益城郡 八代郡 葦北郡 球磨群 天草群</p> <p>宮崎県のうち 延岡市 日向市 西都市 西諸県郡のうち須木村 児湯郡 東臼杵郡のうち門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、北方町、北浦町、諸塚村及び椎葉村 西臼杵郡のうち五ヶ瀬町</p>	34
(4)	<p>北海道のうち 山越郡 桧山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 瀬棚郡 島牧郡 寿都郡 岩内郡のうち岩内町 磯谷郡 古宇郡</p> <p>茨城県のうち 鹿嶋市 鹿島郡のうち神栖町及び波崎町 行方郡のうち牛堀町及び潮来町</p> <p>千葉県のうち 千葉市 佐原市 成田市 佐倉市 習志野市 四街道市 八街市 印旛郡のうち酒々井町、富里町、印旛村、本埜村及び栄町 香取郡 山武郡のうち山武町及び芝山町</p> <p>神奈川県のうち 横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡</p> <p>静岡県のうち 伊東市 下田市 賀茂郡のうち東伊豆町、河津町及び南伊豆町</p> <p>徳島県のうち 徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 勝浦郡 名東郡 名西郡 那賀郡のうち那珂川町及び羽ノ浦町 坂野郡 阿波郡 麻植郡 美馬郡 三好郡のうち井川町、三加茂町、東祖谷山村及び西祖谷山村</p> <p>高知県のうち 宿毛市 長岡郡 土佐郡のうち鏡村、土佐山村及び土佐町 吾川郡のうち伊野町、吾川村及び吾北村 高岡郡のうち佐川町、越智町、橋原町、大野見村、東津野村、粟山村、仁淀村及び幡田郡のうち大正町、月町、十和村、西土佐村及び三原村</p> <p>長崎県のうち 福江市 南松浦郡のうち富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町及び奈留町</p> <p>宮崎県のうち 宮崎市 都城市 日南市 小林市 串間市 えびの市 宮崎郡 南那珂郡 北諸県郡 西諸県郡のうち高原町及び野尻町 東諸県郡</p> <p>鹿児島県のうち 川内市 阿久根市 出水市 大口市 国分市 鹿児島郡のうち吉田町 薩摩郡のうち樋脇町、入来町、東郷町、宮之城町、鶴田町、薩摩町及び祁答院町 出水町 始良郡 曾於郡</p>	36
(5)	<p>千葉県のうち 銚子市 館山市 木更津市 茂原市 東金市 八日市場市 旭市 勝浦市 市原市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 海上郡 匝瑳郡 山武郡のうち大網白里町、九十九里町、成東町、蓮沼村、松尾町及び横芝町 長生郡 夷隅郡 安房郡</p> <p>東京都のうち 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村</p> <p>徳島県のうち 那賀郡のうち鶯敷町、相生町、上那賀町、木沢村及び木頭村 海部郡</p> <p>高知県のうち 高知市 安芸市 南国市 土佐市 須崎市 中村市 土佐清水市 安芸郡のうち馬路村及び芸西村 香美郡 吾川郡のうち春野町 高岡郡のうち中土佐町及び窪川町 幡多郡のうち佐賀町及び大方町</p> <p>鹿児島県のうち 鹿児島市 鹿屋市 串木野市 垂水市 鹿児島郡のうち桜島町 肝属郡のうち串良町、東串良町、高山町、吾平町、内之浦町及び大根古町 日置郡のうち市来町、東市来町、伊集院町、松元町、郡山町、日吉町及び吹上町</p>	38
(6)	<p>高知県のうち 室戸市 安芸郡のうち東洋町、奈半利町、田野町、安田町及び北川村</p> <p>鹿児島県のうち 枕崎市 指宿市 加世田市 西之表市 揖宿郡 川辺郡 日置郡のうち金峰町 薩摩郡のうち里村、上甑村、下甑村及び鹿島村 肝属郡のうち根占町、田代町及び佐多町</p>	40
(7)	<p>東京都のうち 八丈島 青ヶ島村 小笠原村</p> <p>鹿児島県のうち 熊毛郡のうち中種子町及び南種子町</p>	42
(8)	<p>鹿児島県のうち 鹿児島郡のうち三島村 熊毛郡のうち上屋久町及び屋久町</p>	44
(9)	<p>鹿児島県のうち 名瀬市 鹿児島郡のうち十島村 大島郡</p> <p>沖縄県</p>	46

■製品に関するお願い

粘土瓦の特性について

瓦は天然原料である自然の粘土を原料とした大型厚物焼成品です。粘土は採取場所により、その成分・性質は微妙に異なり、また同一場所の採取でも全く均一ではありません。このように瓦は原料自体が均質化された工業原料ではなく、自然から生まれた生きた粘土を使うため、それ自体が機械化に向くようにできていない、科学的な管理が難しい焼成品です。

日本の瓦は約1000年以上前から作られてきましたが、製造技術・焼成技術が飛躍的に進歩し、大量生産できるようになった現在でも「瓦は天然原料を使った自然素材である」ことをご理解いただき、その特性をあらかじめご承知置きください。

- 粘土成分の違いや気圧など気象条件による焼成窯内雰囲気の変化により、微妙な色ムラが発生している場合があります。
- 焼きもの特有の若干のネジレや寸法のバラツキがある場合があります。また瓦は重ね合わせて施工していきますので、葺き上げ後に瓦と瓦にスキマが発生する事があります。
- 施工後、日焼けによる色あせやホコリの付着などによる色合いの変化が発生する場合がありますが、屋根材としての品質・性能および耐久性を損なうものではありません。
- いぶし瓦は経年の変化による黒ずみなどの色変化が発生する場合がありますが、これは自然素材であるいぶし瓦特有の現象であり、品質の劣化を伴うものではありません。
- いぶし瓦は粘土に含まれる鉄分が瓦表面にある場合、雨水により点状の赤錆が発生する場合がありますが、これは品質的な劣化ではなく、表面層での一時的な現象であり、拡大したり、また内部に進行するものではありません。
- 製品は改良のため予告なく変更することがあります。
- 製品カタログ等の色調は、印刷のため実際との色とは多少異なる場合があります。



日本産業規格表示許可工場

本社工場 兵庫県南あわじ市倭文庄田338-1
TEL 0799-46-0231 FAX0799-46-0330

西淡第一工場 兵庫県南あわじ市松帆古津路878-3
営業本部 TEL 0799-36-2291 FAX0799-36-4990

西淡第二工場 兵庫県南あわじ市松帆北浜71-1
TEL 0799-36-5441 FAX0799-36-5446

博多営業所 福岡県古賀市川原1289-1
TEL 092-944-1272 FAX092-944-1924

宮崎営業所 宮崎県宮崎市佐土原町大字下田島宮本12219-49
TEL 0985-73-7785 FAX0985-73-7786

<http://www.midori-yougyou.co.jp>